

平成20年第3回常陸太田市議会定例会会議録

平成20年9月11日(木)

議事日程(第3号)

平成20年9月11日午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員

議長	高木 将 君	副議長	梶山 昭一 君
1番	木村 郁郎 君	2番	深谷 涉 君
3番	鈴木 二郎 君	4番	荒井 康夫 君
5番	益子 慎哉 君	6番	深谷 秀峰 君
7番	平山 晶邦 君	8番	成井 小太郎 君
9番	福地 正文 君	10番	高星 勝幸 君
11番	茅根 猛 君	12番	菊池 伸也 君
13番	関 英喜 君	14番	片野 宗隆 君
15番	平山 伝 君	16番	山口 恒男 君
17番	川又 照雄 君	18番	後藤 守 君
19番	黒沢 義久 君	20番	小林 英機 君
21番	沢 畠 亮 君	22番	立原 正一 君
25番	生田 久夫 君	26番	宇野 隆子 君

説明のため出席した者

市長	大久保 太一 君	副市長	梅原 勤 君
教育長	小林 啓徳 君	総務部長	川又 善行 君
政策企画部長	江幡 治 君	市民生活部長	五十嵐 修 君
保健福祉部長	綿引 優 君	産業部長	赤須 一夫 君
建設部長	富田 広美 君	会計管理者	大森 茂樹 君
水道部長	高橋 正美 君	消防長	篠原 麻男 君
教育次長	根本 洋治 君	福祉事務所長	深澤 菊一 君
秘書課長	山崎 修一 君	総務課長	川上 明文 君
監査委員	檜山 直弘 君		

事務局職員出席者

事務局長 大谷利行
次長兼議事係長 菊池武

副参事兼総務係長 吉成賢一

午前10時開議

議長（高木将君） ご報告いたします。
ただいま出席議員は26名であります。
よって、定足数に達しております。
直ちに本日の会議を開きます。

議長（高木将君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

日程第1 一般質問

議長（高木将君） 日程第1，一般質問を行います。
昨日に引き続き、通告順に発言を許します。

21番沢嶋亮君の発言を許します。

〔21番 沢嶋亮君登壇〕

21番（沢嶋亮君） おはようございます。21番太政クラブの沢嶋です。議長より発言のお許しをいただきましたので、通告順に従いまして質問をさせていただきます。

まず、常陸太田市水道事業第8次新設浄水場の建設についてです。

水の需要も年々増加の傾向にあります。その水量の確保は需要と供給のバランスから性急な課題です。第5次常陸太田市総合計画の中で、金砂郷地区にも水道施設の整備、排水施設の整備が計画されておりますが、その計画を実行するうえでも内田町に計画いたしました新設浄水場建設計画の推進は大変重要な役目を果たしていきます。そこで、その建設計画について質問をいたします。

新設浄水場建設については、平成13年度から地域・地権者等の説明会を開催し、皆様のご理解のもと、平成15年までに敷地内の埋め立て、造成が完了いたしました。その後、浄水場の建設計画が進んでいないように判断されますが、今後の推進計画、具体的対策はどのようになっているのかをお伺いいたします。また、新設浄水場の建設完了は、何年度を目途としているのかも伺いいたします。

なお、将来の水事業に対し、安全・安心な水の水源確保は、落合町にある工業団地への取水場から新設浄水場への分水方式が考えられると思いますが、それらについてもご検討をいただき、建設計画に反映させるようお願いいたしますとともに、ご見解をお聞かせください。

少子対策について。

産科医や助産婦不足の中、お産を取り巻く環境について質問をいたします。

まず、茨城県保健福祉部、平成19年2月茨城新聞へのコメントの医師確保総合対策推進内容の抜粋を申し上げます。

県の周産期医療体制は、茨城県を大きく3つのブロックに分けて、それぞれに総合周産期センターを設置し、このブロックの中で一般の産科医療機関と中核的病院とで連帯して対応を図っているとのことです。特に、ここ2、3年総合病院の産科の閉鎖が相次ぎ、その結果、総合周産期センターと一般の開業産科医院に二極化して、二次医療機関総合病院の産婦人科が減少しているということです。最近、日立総合病院においても医師不足により産科を廃止せざるを得ないという旨の新聞報道がありました。

県の2年前の調査では、分娩を扱っている産婦人科は65%、今後も分娩を継続する意思がある方は3分の1、条件によるという方が3分の1で、今後の体制数値にも不安のある課題であるとのこと。事実上、集約化が進行しており、患者からは選ぶ余地がない、遠くの病院へ行かなければならないという不満が出ております。

助産婦の数も茨城県では全国で下から2番目くらいです。県内の助産師養成施設は、県立中央看護専門学校助産学科、県立医療大学看護学科、筑波大看護学専攻の3つとのこと。平成17年度は計21名が卒業して、ほぼ全員が助産師として就業、県内の就業者は13名です。県立中央看護専門学校助産学科の定員を増やすための検討を行ったとの対策が発表、掲載されました。

このように、産科医院や助産婦不足の中、お産を取り巻く環境は大変厳しさを増しておりますことは周知のとおりであります。当常陸太田市においても、市内で出産できる病院はなく、遠くの病院へ行かなければならない現状の下であり、主に水戸市や日立市の産科医療機関に頼っているのが現状であります。

そのような中、最重要課題である安全・安心の中で出産できる環境の整備について、どのように取り組み、対応していくのかをお伺いいたします。

子育て支援事業について。

ここで、他市の例や最近の厚生労働省の動きなどを参考に申し上げます。群馬県太田市では、第3子以降の妊婦、出産から中学卒業までの基本的な子育て費用を全額負担すると。このことは、若年層が3人目以降の出産、子育てをためらう理由の1つとして経済的負担の大きさがあり、経済支援の強化により少子化に歯どめをかける狙いがあると。基本的な子育て費用としては、妊娠した場合の健診や出産の費用、出産後の保育料を初め、小学校の入学費用、給食費、医療費や中学校の修学旅行費用など、この費用は職員の削減人件費の減少により捻出しているとのこと。また、厚生大臣の発言では、妊娠した場合の健診や出産の費用は全額国が負担をし、少子化に歯どめをかけたい旨。当常陸太田においては、平成20年度予算において、少子化対策として、子育て支援環境対策などの重点項目で、妊産婦・乳幼児外来自己負担助成事業1,630万、妊産婦・乳幼児入院自己負担助成事業80万、これは新規であります。就学時、小学校1年から3年、医療福祉助成事業2,100万、新規事業です。重要項目合計で3,810万円を計上し、その対策に充てていますが、まだまだ子育て家族の要望に報いるような状況とは言えません。そこで、さら

なる子育て支援対策が考えられているかお伺いをいたします。

地球温暖化防止対策について。

循環型社会の構築の一環として廃食油を再利用する取り組みについて。

今、地球温暖化や大気汚染、河川の水質悪化、そして増え続ける廃棄物など、地球規模の循環問題が年々その深刻さを増しています。豊かな地球環境を守り、次世代の子供たちにかけてのならないすばらしい環境を引き継いでいくためには 私たち一人ひとりが身近な環境問題に目を向け、毎日の暮らしの中で環境に配慮した生活を送るとともに、地域や職場で環境を守るための具体的な行動が求められております。

そのような中、近隣の市町村、東海村・日立市・水戸市・ひたちなか市・土浦市でも、廃食油を再利用するバイオディーゼル燃料（BDF）の本格的活用に取り出してきました。当常陸太田市においても、循環型社会の現実を目指し、廃食油を再利用するBDF事業の推進、取り組みについてお考えがあるのかなのか。ないとするならばその推進をぜひ検討すべきと思われませんがご見解をお伺いいたします。

太陽光発電について。

石炭や石油は限りある資源であります。これらの化石燃料を使う火力発電では、地球温暖化の原因となっているCO₂を排出しています。無尽蔵の自然のエネルギーである太陽光を使う太陽発電なら、エネルギー問題や環境問題を解消できます。特に、各自治体の取り組みが重要視されてきました。

ある民間機関の試算によりますと、太陽電池容量3.84キロワットにより、年間約4.112キロワットの発電が可能であります。石油消費削減量でいいますと、933リットル、つまり1年間で18リットル缶が52缶分の削減と、日本の全電力の平均CO₂発生量を基準とすると、CO₂排出年間減量は約1,293キログラムです。つまり1年間でスギの木92本分を植樹と同じような効果が求められるとのこと。

今、太陽光発電は地球規模で見直されており、過日、東京都においても太陽光発電の普及が検討されていることがマスコミで報道されました。当常陸太田市もさまざまな地球温暖化防止、CO₂削減運動を展開しております。家庭における太陽光発電の普及にどのようなお考え方をお持ちなのであるかお伺いをいたします。

食育教育についてです。

生涯にわたって健康で豊かな生活を実現するため、安全な食べ物を選択する能力や望ましい食習慣を身につける食育の重要性が注目されており、これまで主として個人や団体がそれぞれの考え方に基づいて取り組んできました。平成17年6月に、国は食育を重要課題としてとらえ、国民的な運動をして推進していくため、食育基本法を策定いたしました。茨城県においても平成19年3月に茨城県食育推進計画を策定し、食に関するさまざまな取り組みを総合的に進めております。常陸太田市においても、第5次総合計画において食育の推進を重要視、施策として取り組んでいると思います。

一方、学校給食法が平成20年6月に半世紀ぶりに改正され、平成21年度より施行されるこ

とになりました。学校給食の目的は栄養改善から食育へと大きくかじを切ることになりました。栄養教諭の役割を明確にし、食育の指導に当たり、さらには地場農産物を給食に活用し、地域の食文化などの教育を行うように求めています。

食育は、本来年齢や性別を問わず、国民一人ひとりが食についての意識を高め、健全な食生活を実践できるようにする啓発活動であります。具体的にはバランスのとれた食事、規則正しい食生活、食の安全・安心、地域の食文化に対する意識の向上、食に関する生産者と消費者の信頼関係の醸成、幅広い内容に及んでいます。しかし、大人になってからの食に関する意識の変化や食習慣の改善は難しいことから、子供に対する食育の有効性や可能性が取り上げられ、学校に対する食育への期待が高まっております。

このような現状意識から、質問の第1点目は、小中学校における食育教育の基本的な考え方と具体的な取り組み状況をお伺いいたします。第2点は、今後の課題があればお伺いいたします。

以上で第1回目の質疑を終わりにいたします。前向きなご答弁よろしくお願ひいたします。

議長（高木将君） 答弁を求めます。水道部長。

〔水道部長 高橋正美君登壇〕

水道部長（高橋正美君） 新設浄水場の建設計画でございますが、現在、平成22年度に常陸太田市工業用水道導水管より、分岐のための分水室を初めとする新設取水場築造工事並びに導水管・送水管布設工事に着手し、平成23年度には新設浄水場築造に着手し、平成25年度新設浄水場稼働という計画で事業を進めております。なお、事業推進に当たっては、今後も人口や使用水量の動向を見きわめ、事業を進めてまいります。

議長（高木将君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長 綿引優君登壇〕

保健福祉部長（綿引優君） 少子化対策についての中で、産科医や助産師不足の中、出産を取り巻く環境についてのご質問にお答えいたします。

議員ご発言のとおり、身近なところで安全・安心に出産できる環境の整備は非常に重要なことと認識しています。県が進めています総合周産期母子医療センターを中心とする周産期医療体制の充実に向け、県や医師会、他市町村と連携を図っていきたいと考えています。

また、市におきましては、妊産婦健康診査の公費助成、早期の妊婦届け出と定期的な妊婦健康診査の受診勧奨により、妊娠中の異常を早期に発見するとともに、疾病の適切な治療や指導を行うことで、安全な出産、または安心な出産が迎えられるよう、引き続き支援を行ってまいります。

以上でございます。

議長（高木将君） 福祉事務所長。

〔福祉事務所長 深澤菊一君登壇〕

福祉事務所長（深澤菊一君） 少子化対策の中で、子育て支援対策についてのご質問にお答えいたします。

市におきましては、議員ご発言の妊産婦・乳幼児の自己負担助成、小学校1年から3年までの医療費助成のほか、中学生以下のインフルエンザ予防接種の助成、妊婦健康診査の拡充など、今

年度より子育て支援に係る新たな事業を実施しているところでございます。

また、市におきましては、総合計画・基本計画におきまして、「ストップ少子化若者定住」戦略を掲げており、積極的に少子化対策を進めてまいりたいと考えておりますことから、本年度、町内に少子化対策プロジェクトチームを設置し、結婚・出産・育児など、少子化に係る総合的な現状分析や次世代育成支援地域行動計画掲載事業の評価・分析、他市の事例の分析等を行っているところでございます。なお、このプロジェクトにおきまして、来年度に向けて少子化対策に係る既存施策の見直しや新たな施策の構築を図ってまいりたいと考えておりますので、この中で、子育て支援事業につきましても検討してまいります。

また、現在、子育て家庭への支援策として、3人以上の子供を持つ世帯における負担軽減を図るため、保育園等に2人以上入所し、かつ第3子以降の3歳未満児について、保育園保育料の助成を行うため、県の少子化対策事業である「いばらき3人っこ家庭応援事業」とあわせての実施に向け、計画を進めております。

なお、今年度におきまして、就学前児童及び就学児童の保護者等を対象に、次世代育成支援地域行動計画後期計画策定に向けてのニーズ調査を予定しております。この調査におきましても、子育て家庭における利用や意向等を把握し、子育て支援対策に生かしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（高木将君） 市民生活部長。

〔市民生活部長 五十嵐修君登壇〕

市民生活部長（五十嵐修君） 市民生活部関係の2点の質問にお答えをいたします。

議員発言のように、今、地球規模での環境問題が深刻さを増す中、最近の新聞にゲリラ豪雨の記事が掲載され、地球温暖化の影響が指摘をされておりました。このような状況が迫っていることを認識して、私たち一人ひとりが毎日の生活の中で環境に配慮した行動が求められていると思っております。

最初に、廃食油の再利用の問題ではありますが、廃食油を再利用する自治体が増えつつあるのも事実でございます。しかし、マスコミで報じられていますように、先行してバイオディーゼルへの再処理に踏み切ったところでは、一部において廃食油が集まらない状況が発生をして、その対応に苦慮しているようであります。これは、食用油の値段が高騰しているため、それまで1回の調理の利用を何回も再利用するようになり、廃食油として回収される量が大きく減ったことが原因のようであります。

当市にはごみ、し尿など、民間が収集しており、バイオディーゼルの対応車の保有も少ないことから、現段階において廃食油の利用については、回収と利用の面から難しい状況と認識をしております。

次に、太陽光発電の普及の考え方についてでございますが、本年7月に北海道で開催されました洞爺湖サミットにおいて、地球温暖化対策が主要議題とされ、二酸化炭素を初めとした温室効果ガスの削減が議論され、2050年までに世界全体で温室効果ガスを半減させるという目標が

採択をされました。国は温室効果ガスの削減についてさまざまな方法を検討しており、その中の1つが太陽光発電であります。太陽光発電導入量を2020年に現在の10倍、30年に40倍に引き上げる目標を掲げております。

議員ご承知のとおり、太陽光発電の補助制度につきましては、国において3年前に廃止をされております。しかし、新たに次年度に向けて復活する動きが出てきております。市においては国の動向を見きわめながら、地球温暖化防止推進計画の中で検討をしていきたいと思っております。

以上です。

議長（高木将君） 教育長。

〔教育長 小林啓徳君登壇〕

教育長（小林啓徳君） 食育教育についてのご質問にお答えをいたします。

本市の児童生徒におきましても、偏食や朝食欠食など、子供の食生活の乱れや肥満傾向の増加が見られ、食に関する指導は大切な指導事項であると考えております。

食育の基本的な考え方でございますが、子供の健康の保持増進のため、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけさせるということでございます。具体的な取り組みといたしましては、学校給食において親と子供が食について考える時間として、親子給食や地場産物生産者を招いての招待給食などを実施しており、また、給食の時間に担任や給食センターの栄養士による栄養についてのワンポイント指導や専門知識を有した栄養士や調理師を活用した事業を取り入れ、発達段階に合わせた食に関する指導を進めております。

また、地産地消の考えを生かして、地域の農業生産者との交流学習も推進しており、一例を紹介いたしますと、誉田小学校では、総合的な学習の時間に地域の巨峰栽培農家の協力により、巨峰づくりを行っております。また、社会科では地域の特産物の生産に伴う工夫を学習したり、道徳では巨峰づくりの苦労や努力について学んでおり、これらを通して郷土食のすばらしさ、地産地消の大切さ、収穫の喜びや命の大切さ等を感じとり、自分の食生活を見直しております。子供たちの興味・関心も高まってきた結果として、国の平成20年度食育標語に、北中学校3年生の「食文化 次は あなたが守る番」という標語が、全国9万点応募の中からトップに採用されております。

2点目の今後の課題についてでございますが、食育の充実が学校のみで達成されるものではなく、家庭の協力・連携が不可欠でございます。家庭における食生活が大きなウエートを占めることから、栄養バランスを考えた食事、あるいは一家団らんの食事を心がけるなど、家庭の自覚を求めながら、学校・家庭・地域が連携して子供たちの望ましい食環境を整えていきたいと考えております。

また、県が平成18年度より配置を進めている栄養教諭については、本市はまだ配置をされておられません。本市におきましても免許取得を推進し、より専門的で幅広い指導ができるよう準備を進めてきておりますので、配置について強く県のほうへ要望してまいりたいと考えております。

議長（高木将君） 21番 沢嶋亮君。

〔21番 沢嶋亮君登壇〕

21番（沢嶋亮君） ただいまご答弁いただきましてありがとうございました。

常陸太田市水道事業第8次新設浄水場の建設について2回目の質問をいたします。

平成16年度から平成17年度に新設浄水場建設事業が計画され、この額は建築費と工事費・事務費・委託費を含む事業総額は30億2,100万円を見込み、新設浄水場施設平面図も完成しております。今後、この計画された建設計画、いわゆる新設浄水場施設平面図の変更があるのか、建設計画の根幹についてお伺いをいたします。

少子化対策についてですが、産んでからの支援対策も大事ですが、産む前の対策を考えなければなりません。茨城県で一番大きい面積でもある常陸太田市で出産ができないというのは、女の人にとって一番の悩みだと思います。当市でも産科医院が1軒あるのにもかかわらず、そこで産めないということは、安心して子育てができない環境になっております。そこで、行政として何らかの対策が必要だと思いますので、早急に対応をお願いしておきます。

地球温暖化防止対策について、バイオディーゼル燃料（BDF）について、当常陸太田市において取り組みが難しいとの回答であります。地球環境を守るという観点からは答えは簡単だと思います。近隣の市、ひたちなか市に廃食油を提供、見返りをいただく等も考えられます。市内のある団体においては、廃食油をリサイクルし、石けんづくりを行って温暖化防止対策に一役買っています。地球環境を守る、地球温暖化防止という観点から再度質問をさせていただきました。お考えをお聞かせください。

食育については理解をいたしました。

最後に、市長がよく言われる「計画の適切な進行管理と評価による高効率かつ効果的な行政運営」に努め、行政評価を徹底するとともに、さらにPDCAの有効活用を行う中、安全で安心なまちづくりを推進させることを重ねてお願い申し上げ、私の一般質問を終わりにいたします。すべてについて前向きなご答弁ありがとうございました。

議長（高木将君） 答弁を求めます。水道部長。

〔水道部長 高橋正美君登壇〕

水道部長（高橋正美君） 2回目の質問にお答えいたします。

新設取水場並びに新設浄水場とも当初計画どおりで、平面計画に変更はございません。

議長（高木将君） 市民生活部長。

〔市民生活部長 五十嵐修君登壇〕

市民生活部長（五十嵐修君） 市民生活部関係の廃食油の再質問にお答えをいたします。

先ほど答弁しましたように、地球温暖化の深刻さは増している中で、廃食油の再利用についてもCO₂削減につながることは間違いのない事実でありますので、広域的な対応という提言については受けとめたいと思っております。

以上です。

議長（高木将君） 次、6番深谷秀峰君の発言を許します。

〔6番 深谷秀峰君登壇〕

6番（深谷秀峰君） おはようございます。高木議長より通告の許可を得ましたので、私の質

問を始めさせていただきます。

まず初めに、市保有の山林の管理と利活用について質問をいたします。

森林の整備については、これまでも何人もの同僚議員が一般質問の中で取り上げてまいりました。私自身も昨年3月と9月定例議会において質問をさせていただき、さまざまな問題を抱えている現在の森林行政に対する市当局の取り組みに一定の理解をしてきたところであります。

ご承知のこととは思いますが、これまでの流れを簡単に整理してみると、京都議定書の締結後、地球温暖化防止を図る上でCO₂の削減が急務ということになりました。CO₂を吸収する森林に一気に注目が集まったものの、時は既に遅く、我が国の森林は林業の衰退とともに急激な荒廃が進んでしまった状態です。ここにきてようやく国を挙げての森林の整備・再生に取り組み始めたというのが現状ではないでしょうか。

そうした中で、本市においては、18年度に間伐促進全体計画調査事業を実施し、約4,163ヘクタールの調査を行いました。結果、3年以内に間伐が必要とされるA判定の森林は、約1,800ヘクタール、4年から6年以内が約1,200ヘクタール、合わせて約3,000ヘクタールの森林の早急な間伐が求められることになったわけです。そして、19年度は間伐モデル事業として10ヘクタール、茨城県で森林湖沼環境税が導入された今年度は156ヘクタールの間伐がさきの6月議会で補正予算化されたところであります。

本市は林野率が65%、森林の総面積は2万4,000ヘクタールで、そのうち民有林は1万5,706ヘクタール、人工林は9,297ヘクタールを有しております。この広大な面積の森林を整備・再生するには、膨大な労力と予算を伴うことになるのは必至で、より効果的な効率的な取り組みが求められるところであります。

そこで視点を自らの足元に移した場合、まずお聞きしたいのは、市が保有する、いわゆる市有林の現状であります。どこにどれくらいの面積があるのか、植生などどのような状態の森林なのか、管理状態はどうか、収益性の図れる状態の森林はどれくらいあるかなど、現況をわかる範囲でお答え願いたいと思います。

また、19年度市有林育成管理事業として約280万円で、下刈り、除間伐、枝打ち、伐採等を行ったわけですが、その成果及び今後の計画についてもご答弁いただきたいと思います。

利活用という観点からもう1点。今はほとんど聞くことがなくなってしまった学校林については、一体どのような状態になっているのかお聞きしたいと思います。

ご承知のとおり、学校林は戦後の国土復興運動の一環として森林資源を確保しながら将来の学校の基本財産となるように、また、補修や改築の建築資材用の目的で始まったもので、学校保有のものや国有林や公有林の分収林形態のものなどがあります。昭和25年以来、学校林活動の推進を図っております。社団法人国土緑化推進機構の調査では、平成18年時点で全国の小中高等学校全体の7.8%、3,057校で学校林を保有しており、総面積は2万106ヘクタールとなっております。昭和55年時点では、5,692校で2万9,179ヘクタールあったことから見ると、林業の不振、森林の荒廃と時を同じくするように学校林も減少していったといってもいいかもしれません。

そうした中でも森林環境教育の高まりから、都市部を中心に13都道府県では、学校林保有校が増加しているという結果もあります。現在、地球温暖化の問題がこれだけクローズアップされ、森林の持つ公益的役割の重要性が再認識されていることを考えると、環境教育の場として、また、体験学習の場として、本市においても学校林の必要性をもう一度見直してみてもどうかと思うわけでありませう。

そこで、今、市内に学校林はどれくらい残っているのか、状態はどのようになっているのか、現在でも何らかの形で教育面での活用をしているのかどうか、今後の取り組みを含めて考えをお聞きしたいと思います。

次に、地域コミュニティ自主活動補助事業について質問をいたします。

今年度、新規事業の1つとして、町会が自主的・主体的に取り組む伝統文化活動やスポーツレクリエーション活動、環境美化活動、その他地域づくりを推進する活動に対し、市から10万円の補助をするということですが、募集数に対し、現在までの応募の状況はどのようになっているのか、また、応募した事業の内容はどのようなものなのか、まずお聞きいたします。

そして、担当課である市民協働推進課では、現在までの応募数、内容をどのように分析しているのか。この事業に対し、より多くの町会に取り組んでもらうためにはPRの方法をどのようにしていくかについてもお伺いしたいと思います。最も重要な点として、市内124の町会はそれぞれ世帯数や人口に差があり、当然このような事業に取り組むやすいところもあればそうでないところもあるわけですね。こうした町会の活動に対する温度差については何らかの手だてが、そしてサポートが必要ではないかと思いますが、この点についてどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

最後に、市民提案型まちづくり事業について質問をいたします。

昨日、菊池伸也議員の質問に対する答弁でおおむね理解を得ましたので、私は2点について質問をいたします。

まず、「はじめの一步事業」、「市民提案事業」については、それぞれの応募数や事業内容を見て、どのように分析をされているのか。また、審査から採択に至る経緯についてもご説明を願いたいと思います。そして、補助の対象が団体やグループということですので、今回応募したそれらの団体、グループについては、この事業に取り組むために新規に結成されたものなのか、それとも既存のものなのかについてもあわせてお伺いしたいと思います。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

議長（高木将君） 答弁を求めます。総務部長。

〔総務部長 川又善行君登壇〕

総務部長（川又善行君） 市保有の山林の管理と利活用についてお答えを申し上げます。

市の保有する面積は、常陸太田地区では22筆83.8ヘクタール、金砂郷地区では13筆36.1ヘクタール、水府地区では65筆170ヘクタール、里美地区では44筆60.3ヘクタール、合計144筆350.2ヘクタールでございます。そのほとんどがスギ・ヒノキの山でございます。このうち、平成18年度茨城県間伐促進全体計画調査事業実施要領に基づく間伐実施緊急度

判定調査により、その調査が終了しました常陸太田地区全域及び金砂郷地区上宮河内町、下宮河内町、赤土町、水府地区天下野町、上高倉町、下高倉町、里美地区里川町、徳田町、小妻町、小中町、大中町においては、A判定とされた面積は、常陸太田地区7筆6.06ヘクタール、金砂郷地区はございません。水府地区8筆13.8ヘクタール、里美地区1筆1.34ヘクタール、合計16筆21.2ヘクタールとなっております。

市有林の管理につきましては、適正な管理計画に基づき管理する必要がございますけれども、管理の基礎となる山林財産台帳を現在作成しているところでございまして、管理計画の策定には至っていないのが現状であります。必要に応じまして森林組合と協議をしながら、平成19年度には、水府地区7筆5.97ヘクタールの下刈り・枝打ち・除間伐、常陸太田地区3筆1.9ヘクタールの枝打ち・除間伐、合計10筆7.87ヘクタールを実施し、平成20年度においては、水府地区2筆1.29ヘクタールの下刈り等を実施することとしておりますが、今後、市有林の実態把握に努め、財産台帳の整備、管理計画の策定を急ぎ進めなければならないと考えているところでございます。

販売できる山林の有無についてでございますけれども、販売の目安とされます40年以上、ヒノキ45年以上の樹齢の山林につきましては、金砂郷地区については調査が不十分でありますので不明ですけれども、常陸太田地区で7筆17ヘクタール、水府地区では30筆62.4ヘクタール、里美地区で5筆43.3ヘクタール、合計42筆122.7ヘクタールでございます。

このうち販売できるかどうかにつきましては、先ほどもお答え申し上げましたように、財産台帳が整備されておりませんので、推測ではございますけれども、常陸太田地区は林道や作業道整備が必要と考えられますことから赤字であろうと見込まれます。里美地区では作業道などの条件が整っている一部については販売できる山林もあろうと見込まれます。こうしたことから、急ぎ現地調査を行いまして、管理計画書、伐採計画書などの整備に取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（高木将君） 教育長。

〔教育長 小林啓徳君登壇〕

教育長（小林啓徳君） 市保有の山林の管理と利活用についてのご質問の中で、学校林の活用についてお答えをいたします。

学校林につきましては、小学校2校、中学校4校に8カ所18.32ヘクタールあり、定期的に委託により間伐等、手を加えて管理しているところと、ほとんど手を加えられずにいるところがございます。本市の学校林につきましては、昭和20年代に市町村が国有林を無償で借り受け、学校と保護者が協力して植林や間伐を行い、成長した木を学校施設の整備等に活用しようとしたものですが、時もかわり、いずれの学校林も子供たちの自然体験や環境教育などで活用されている状況にはございません。学校林の現況の一部を確認しておりますが、植林をした後長年手を入れておりませんので雑木林のようになっており、足の踏み場もない状況でございます。したがって、現況のままでは学校の教育活動の中に取り入れていくことは難しい状況にありますが、

何か活用する方法，あるいはアイデアがないか，学校PTAと研究してまいりたいというように考えております。

議長（高木将君） 市民生活部長。

〔市民生活部長 五十嵐修君登壇〕

市民生活部長（五十嵐修君） 市民生活部関係の2点の質問にお答えをいたします。

まず，地域コミュニティ自治活動補助事業についてですが，この事業は町会が自主的・主体的に企画する地域コミュニティ事業に対し補助をすることにより，地域の特性を生かしたまちづくりを推進することを目的に，地域の元気づくりと施策の1つとして，1町会に対し年10万円を限度に2年間補助するものであります。

まず，申請ケースについてでございますが，8月末現在で10件の申請となっております。この10件の主な活動内容につきましては，夏祭り4件，地域の伝統文化の伝承事業1件，地域で行うニュースポーツ大会の実施とそれらにかかわる道具の購入など2件，その他環境整備や地区の運動会などで3件となっております。

次に 現状までの分析ということでございますけれども，事業を行った町会の例を挙げますと，粟原町町会では子供みこしを20年ぶりに復活し，お年寄りから子供たちが祭りに大勢参加し，盛大に開催できたとの事業報告を受けております。また，大中町，白幡台町会では，毎年実施している夏祭りをさらに内容を拡大いたしまして，団地以外の方々へのPRを行い，約180名の参加があり，大変好評だったとのお話をいただいております。このように実施した町会におきましては，世代間交流や地域間交流など，これまで以上の地域コミュニティが図られたとのご意見が寄せられておりますので，市としましては一定の成果があったというふうに評価をしております。

しかし，当初予算で50件を見込んでおる中で，8月末で10件の申請でございます。今後も引き続きこれまで実施した町会などの事業などについて，広報紙等を活用しまして未実施の町会へPRを行ってまいりたいと考えております。また，各地区の町会長の会議などにおきましても，再度事業推進のため推進をお願いしているところでありますし，あわせて相談や受け付けについては，支所総務課での対応をお願いしているところであります。さらに，事業概要や申請書の書き方についても，不明な点があれば直接担当者がお伺いをしまして概要や記入方法について説明をしながらPRを進めております。

また，補助事業の審査につきましては，庁内の各部において関連する担当課や各支所の総務課を含めた関係職員で構成いたします地域コミュニティ推進会議の中で補助金の審査を行っておりますが，そのほか地域の特色が生かせるよう意見を交換しながら，地域コミュニティの推進について検討・協議をし，支援をしているところでございます。

次に，124町会の中で実施できるところと実施できないところの色分けがはっきりしている中で，町会の温度差を行政としてどのようなフォローをしていくかとのご質問でございますけれども，まず，この件につきましては，地元の職員等が地域のイベントや催し物に参加をしながら地域状況を認識し，そのフォローをしていくことが必要ではないかと考えております。

少子高齢化の進行に伴う集落の高齢化・小規模化，合併に伴う行政の拡大による疎遠化など本市の課題でもありますので，地域住民の自主的な地域づくりや協働のまちづくりを進めていく上で，地域と行政のパイプ役として職員を配置し，情報交換，あるいは情報提供，アドバイス，地域活動のサポートを行う地域担当職員制度について，現在，行政改革大綱の新規実施計画，あるいは行政力改革推進委員会のワーキンググループでも調査研究を行っておりますので，この制度の活用によりまして町会等の支援を強化してまいりたいと考えております。

次に，市民提案型まちづくり事業についてのご質問にお答えをします。

まず，今年度応募件数についてであります，「はじめの一步事業」が7件，「市民提案事業」が14件，合わせまして21件の申請があり，審査委員会を経まして「はじめの一步事業」が5件，「市民提案事業」が9件，合わせまして14件が採択となり，現在，各団体が事業を実施しているところでございます。

この中で，新規団体，既存団体の割合につきましては，「はじめの一步事業」が採択5件中，新規が2件，既存が3件であり，既存団体につきましては，団体自体は以前から組織された団体であります，これまでの活動内容とは違った新たな事業計画によるものであります。「市民提案事業」につきましては，採択9件中，新規4件，既存が5件となっております。

次に，事業内容の分析でございますけれども，21の団体からさまざまな事業の提案を受け，市内の多くのところで多くの市民がいろいろ活動をしており，その市民力に対して，市として市民との協働を推進していく中で大きな力を得たと高く評価をしております。

続きまして，審査と採択に至る経緯であります，審査委員会につきましては，地域の活性化に関してすぐれた識見を有する市民6名の審査委員により3回の審査委員会を開催し，計9時間にわたり審査を行っていただきました。採択基準等につきましては，当初審査委員会は，事務局として明確な基準は提示をせず，あくまでも市民感覚で判断をいただくため，審査委員が一つ一つ審査をする中で，お互いの意見を出し合いながら基準を設定をしていくと，そういうやり方で進んでいった経過がございます。

その中で採択基準といたしましては，地域活性化や地域の課題解決ということのほか，1つとしまして，事業に具体性があり，次年度以降に発展性があるか。2つとしまして，事業に対する熱意が感じられるか。3つとしまして，仲間に偏らず，地域や地域外の人たちを巻き込んでいく可能性があるか。4つとしまして，補助期間終了後も自立し継続が見込めるかなどの基準が出され審査を行いました。

また，採択された団体に対しましては，市広報紙等による積極的な事業のPRや事業推進のための随時フォローアップを行うこと。また，不採択となった団体は不採択の理由や委員から不採択になったいろいろな意見が出ておりますけれども，その意見を説明しながら次年度さらにレベルアップした上に提案ができるよう，継続してフォローを行っていくよう審査委員会側に要望され，継続して対応をしているところでございます。

次年度に向けまして審査委員会で事業報告を精査し，今年度の事業のプロセスや成果を振り返りながら，また，課題や反省点を洗い出しながら，次年度も引き続き事業を実施してまいりた

いと考えております。

以上です。

議長（高木将君） 6番深谷秀峰君。

〔6番 深谷秀峰君登壇〕

6番（深谷秀峰君） 質問をいたします。

まず、1点目です。先ほどの答弁で市有林が約300ヘクタールあって、そのうちA判定が21.2ヘクタール、そして伐採可能な40年以上のスギ・ヒノキが122.7ヘクタールと具体的な数字を示していただきました。今、森林湖沼環境税が導入され、早急に間伐が必要とされています。A・B判定300ヘクタール、これが本当に期間内に消化されるのか疑問も残るわけですが、少なくとも今後森林所有者に対しては自己占有面積を消化させるよう強く求めていくことになると思います。

それにあわせて、当然市有林もA判定とされた21.2ヘクタール、広いのか狭いのか判断しかねますが、これについては早急に対応する必要があると思いますが、今後の予定についてお伺いしたいと思います。

また、40年以上のスギ・ヒノキが122.7ヘクタールということで、現状では伐採・搬出その費用を考えると赤字でなかなか伐採まで取り組めないということでもあります。それでは別な方法でやってみてはいかがかと思います。先日、森林組合と話をしたんですが、今、立木でも販売という方法もあるそうであります。また、究極の販売方法として、山ごと販売するという方法もありますので、十分ご検討していただきたいと思います。

2点目と3点目について質問をいたします。

コミュニティ実施活動にしても「はじめの一步事業」や「市民提案事業」にしても、補助金の交付期間が終了した後も、それぞれの町会・団体・グループで引き続きその活動が発展していくことがこの補助事業の最大の目的であるわけです。そうした点に行政側としてどのようなフォローアップ体制を考えているのか、以上2点について再質問とさせていただきます。

議長（高木将君） 答弁を求めます。総務部長。

〔総務部長 川又善行君登壇〕

総務部長（川又善行君） 間伐実施緊急度判定調査により、A判定とされた面積21.2ヘクタールの取り扱いでございますけれども、この21.2ヘクタールが森林湖沼環境税による整備が対象となるわけでございます。森林湖沼環境税による森林整備につきましては、民有林との調整も必要であるため、現在のところ市有林の具体的な整備面積については確定できない状況でございます。財産管理担当としましては、この際多くの面積を整備できるよう森林整備担当と調整してまいりたいと考えております。

それから、2点目でございますけれども、伐採に関しては非常に道路等の整備、費用対効果を考えると難しいという中で、議員から山ごと販売、あるいは立木販売等の方法も考えるべきであろうというご提言がございました。これらにつきましては十分検討させていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（高木将君） 市民生活部長。

〔市民生活部長 五十嵐修君登壇〕

市民生活部長（五十嵐修君） 2回目の質問にお答えをします。

補助がなくなった後の支援体制という質問でございますけれども、補助期間中、あるいは補助がなくなった後のバックアップ体制につきましても、関係各課、あるいは関係団体と連絡・調整をしながら、さらには民間の補助制度の活用も視野に入れながら、行政としてできる支援については最大限行ってまいりたいと考えております。

以上です。

議長（高木将君） 6番深谷秀峰君。

〔6番 深谷秀峰君登壇〕

6番（深谷秀峰君） 最後に、市長に1点お伺いしたいと思います。

今回、市有林という非常に狭い範囲での森林の問題を取り上げたわけでありまして。質問調整の段階で1つ気がつきました。質問項目からすると当然管財課の担当になるのですが、間伐や森林湖沼環境税の話になると農政課になり、学校林になると教育委員会となるように、森林の果たす役割が多岐にわたると同じく、対応する担当課もそれぞれ異なってしまうという事実であります。

今後の森林行政を考えた場合、基本となる林業の振興面での森林政策、地球温暖化CO₂削減・水質保全といった環境面での森林政策、土砂災害防止など防災面での森林政策、環境教育といった教育面での森林政策、これらを一括して取り組んでいける行政側の組織体制が必要とされるのかなと思ったわけでありまして。そして、その体制の中で、国や県の押し売りの施策ではなく、本市の実情に沿った常陸太田市モデルの森林政策をつくってほしいなと感じたわけでありまして。

大久保市長のお考えをお伺いして私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（高木将君） 答弁を求めます。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 議員ご指摘のとおり、今、市の保有林等につきましても管掌している部署はたくさんあると。こういうことで、今回の県が取り入れました森林湖沼環境税、これを有効に活用して、そして当市の森林環境保全ということに努めていくことは行政として大きな仕事であります。そのために、庁内に副市長をトップといたします森林湖沼環境税活用事業検討プロジェクトの設置をしたところであります。その中で議員ご発言にございましたように、市有林を含めた市全体の山林の計画、あるいは実行等についてこれを進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

議長（高木将君） 次、16番山口恒男君の発言を許します。

〔16番 山口恒男君登壇〕

16番（山口恒男君） 公明党の山口恒男でございます。通告の順に従い一般質問いたします。

1、療養病床再編について。現状と再編の取り組みについて。

厚生労働省は、2006年の医療制度改革で、高齢者の長期入院が多い療養病床について、医療療養病床の削減、介護療養病床の介護施設などへの転換を柱とする再編計画を打ち出しております。2012年度末までの実現を目指しております。この再編計画のメリットとして、例えば現在、市として介護サービスが必要で医療療養病床に入院している人が介護施設に移行することにより、介護施設ではヘルパーも多く配置できるのでサービスの質が向上し、さらに患者負担も軽減されるものです。つまり、医療費の適正化により、介護サービスが充実する結果となります。しかし、医療費の伸びを抑制する一環としての、入院患者の平均在院日数などの入院期間の長い療養病床を減らすことや、入院治療の必要がなく、家庭の事情で介護施設が見つからないなどの理由で療養病床に入院や退院しない、いわゆる社会的入院が医療費膨張の原因の1つであると決め、全国の療養病床を38万床から15万床に削減する方針に大きな疑問を感じ得ます。

厚労省の調査では、療養病床に入院する患者の半数が社会的入院の多いことを掲げており、病床削減がさほど大きな問題ととらえておりません。対象となる高齢者は年をとるごとに医療の必要性が高くなることは当然と思いますが、先ごろ、我が公明党が行った調査では、療養病床の再編により「病院から追い出される」「行き場を失う」「医療サービスも十分に受けられなくなる」等々、不安の声が高まっておりました。こうした声を受け、公明党は7月末、厚生労働大臣に対し、必要な医療療養病床の確保へ都道府県の検討結果を踏まえ適切に対応するよう要請いたしました。さらに、再編後も転換支援や現在の療養病床数が確保されるよう、介護施設への転換支援や介護報酬上の適切な評価、医療・介護職種の役割分担、処遇の積極的な見直しなどを行うよう求めておりました。その結果、療養病床のベッド数が当初の予定15万床が22万床と大きく緩和されました。しかし、この再編で結果として病床が減ってしまったということがあってはなりません。行き場がなくなるのではとの高齢者の不安解消に十分な対応を図るためにも、当市でも医療機関、介護施設、患者や家族の声を聞き、十分な体制を組み、移行できるよう望むものです。

そこでお伺いいたします。1つ、現時点の当市の医療療養病床数と介護療養病床数を教えてください。2つ、この再編による当市での問題点は。3つ、再編による医療療養病床数の見込みは何床になるのか。4つ、介護療養型老人保健施設に移行できず、在宅を強いられた低所得者は、今までのさまざまな減免措置は適用外となるが、対応は講じられるのか。以上4点についてご答弁ください。

2、防災について。

(1)豪雨等の対応と対策について。

初めに過日の全国的な豪雨、被害に遭われた方々、また、犠牲となられた方々にお見舞いと心からご冥福を申し上げます。

さて、その豪雨、当市でも激しく心配もしておりましたが、幸い大きな被害はなかったようであり、関係部署の巡回や待機には大変感謝申し上げます。地球温暖化の影響と思われるが、今後異常気象は続くものと考えますし、局地的に降るゲリラ豪雨と言われるものがいつ起こるとも不思議ではなく、災害に至らぬようと願う次第です。全国的には豪雨により急激な増水での事故の多発、神戸の都賀川の水難事故も記憶に新しく、それらの事故等で急傾斜の崩壊はもとより、

U字溝や用水路のある，生活に密接な身近な箇所が危険ではと脳裏に浮かんでまいります。

また，テレビ報道等では，オーバーとも言えるほど注意や退避などの喚起が流され続け，我が街の安全対策はと危惧された市民も多かったのではないかと思います。

お聞きいたします。過日の豪雨では防災無線が活用されなかったようでありますが，本来の目的である防災という趣旨に逸脱してはいないのか。また，増水により，道路と並走するU字溝や用水路の防護柵，ふたのない箇所など，特に市街地の住宅密集地や辰ノ口堰などのような分水路等への対策が必要と思われます。早急な改善を求めますがご見解をお聞かせください。

次に，学校耐震化促進について。

6月の定例会での同僚議員の質問で「市の公共施設全体の耐震改修促進計画の策定後に公表の考え」とのご答弁がありました。その6月に改正地震防災対策特別措置法が3年間の時限措置として成立されたことは御存じのことと思いますが，その改正法に基づきお伺いいたします。

まず，1つ目に，この改正法，公立小中学校の耐震化事業に関する自治体の財政負担を軽減したのですが，この改正法により，策定中である当市の耐震改修促進計画は，耐震化工事期間の短縮を図ることができるのか。2つ目に，文科省は耐震化促進のためにPFI手法の活用マニュアルを作成し，都道府県の教育委員会や各自治体にも配付されたようで，この9月には第2段が作成配付されるとのことですが，活用マニュアルによるPFI手法の導入を積極的に行うのか。さらに，3つ目として，水戸双葉台中学などで取り入れた，あき教室が生じた階層校舎での減築によるコストダウンでの耐震化促進の考えはいかがか，ご見解をお聞かせください。

最後に，公共施設整備について。

(1)エレベーター設置について。

近年，公共施設の利用者から，お年寄りを元気にするため，いろいろな催しなどで施設などへ連れ出すが，手すりはあっても階段の上り下りは苦痛を味わい，その施設に見たい催しがあっても二度と出かけたくないというような声を聞きます。階層のある公共施設には，今後バリアフリーの見地から障害者等の動線を短縮し，体力の負担の軽減を図るようエレベーターの設置は不可欠であり，急速に進む高齢社会に対応した施設の整備をハートビル法同様に整備をさらに図るべきと考えますが，例えば山吹運動公園の市民体育館や市民交流センター等では，多くの障害者や高齢者が時間と労苦を伴いながらも観覧に訪れています。高齢者や障害者も心と体の健康のため，豊かな老後生活の充実のためにも人に優しいまちづくりに配慮すべきだと思います。いかがでしょうか。

(2)多機能トイレについて。

このたび，本庁舎1階のトイレが改修され，オストメイト対応の多機能トイレとなり，初めて提案された現議長とともに要望者の一人として喜んでおります。今後も市内の施設に普及を図っていかれると思いますが，今後の改修並びに設置計画等をお聞かせください。

(3)公共施設，公園の管理について。

ここ2，3カ月，市内の幾つかの施設や公園など，訪れるたびに細かな点に目がいくようになりました。例えば，大里ふれあい広場の野球場夜間照明灯や市民交流センターの屋根，施設周り

や、公園等の雑草や看板など、また、山吹運動公園の休業日の運動場使用など、幾つか気がついた点です。これらの点から、各施設の管理はどのように行われているのか。予算絡みで改善できないのか不信を抱いております。特に多くの市民が利用する施設等の管理がばらばらのようで、管理体制に若干格差が感じられます。ふれあいセンターや公共施設、公園などは地域での管理、指定管理者、里親制度等、なかなか踏み込めない部分もあると承知いたしますが、市民の利用頻度の高い施設だけでも統一された管理体制が必要と思います。

お伺いいたします。1、現状、公共施設のパトロールと管理状況はどのようにされているのか。また、休業日等についてもお聞かせください。2、これらの施設に対し、パトロールや管理の徹底を図るためにも管理部門の一本化はできないものか。管理や整備が不十分であれば事故も起きやすく、万が一事故が発生すれば行政の管理体制が問われる大きな問題となります。ぜひとも前向きなご答弁をお願いいたします。

1 回目の質問を終わります。

議長（高木将君） 答弁を求めます。福祉事務所長。

〔福祉事務所長 深澤菊一君登壇〕

福祉事務所長（深澤菊一君） 最初に、療養病床再編についてのご質問にお答えいたします。

療養病床の再編についてですが、医療療養病床と介護療養病床の中に、医療の必要性が高い方と低い方が混在しているため、医療の必要性の高い方については医療療養病床で対応、医療の必要性が低い方については老人保健施設、老人福祉施設、グループホーム等に転換し、それぞれ入所の状態に応じた施設等で対応するもので、平成23年度末までに介護療養病床を廃止するものでございます。

最初に、市内における現在の療養病床数でございますが、医療療養病床数は149床、介護療養病床は46床となっております。

次に、再編による問題点としては、介護療養病床から介護老人保健施設へ移れない、あるいは入所施設がなく行き場がなくなるなど危惧されているところでございますが、現在、市内の病院におきまして、平成21年度末開設の予定で100床の介護老人保健施設の整備を進めており、介護療養病床の受け皿になるものと考えております。

次に、再編による医療療養病床数の見込みについてでございますが、現在、県におきまして医療圏域ごとに療養病床再編計画を立て、推進をしているところでございます。なお、県で行った市内医療機関への療養病床転換の意向調査によりますと、医療療養病床数は154床となり、平成24年度にはそのまま移行できるものと考えられます。また、介護療養病床の46床につきましては、医療療養病床へ転換する予定となっております。

また、老人保健施設に移行ができず、在宅になった場合の低所得者に対する減免措置についてでございますが、低所得者に対する居住費、食費の負担軽減措置の適用はなくなりますが、市の単独事業としてホームヘルプサービスの負担額の軽減措置を講じているところでございますので、対応は図られるものと考えております。

次に、公共施設整備についての中で、エレベーター並びに多機能トイレ設置についてのご質問

がありましたのでお答えいたします。

道路や公園を初め、多くの人々が利用する建築物など公共的な施設におきましては、高齢者や障害者の方はもとより、すべての人に配慮した安全で容易に利用できる施設であることが必要であります。このため、市といたしましては障害者計画の基本目標の1つに、「人にやさしいまちづくり」を掲げ、「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づき、年齢や性別、障害の有無に関係なく、だれもが使いやすい公共・公益施設の整備、改善に努めているところでございます。

なお、議員ご発言にありました設備設置につきましても、公共的施設における施設整備や、あるいは既存施設の改修の際にはバリアフリー化に向けた形で整備していくものであると考えてございます。

以上でございます。

議長（高木将君） 総務部長。

〔総務部長 川又善行君登壇〕

総務部長（川又善行君） まず、防災についての中での豪雨等の対応と対策についてお答え申し上げます。

市内において災害発生のおそれがある場合や災害発生時の対応につきましては、気象警報の発令状況や災害の規模等によりまして、警戒態勢・緊急態勢・非常態勢などにより対応してまいりました。去る8月28日から29日の全国的な集中豪雨における市の対応としましては、28日は午後8時20分の大雨洪水警報の発令により、本庁支所総務課等関係課において気象情報や降雨量、河川の水位等の状況把握のため、午後11時30分まで待機、29日には市内において局地的に時間雨量20ミリ前後の雨量を観測したため、午前5時に市内河川の巡回、午前5時45分から警戒態勢に入りまして、降雨量や河川の水位の状況等を監視してまいりました。また、庁内各部署においてそれぞれ所管する施設等の被害状況の確認を行い、午後2時には異常がないことが確認できたことによりまして、警戒態勢を解き通常の事務体制に戻したところでございます。この間、里川の増水によりまして、西宮橋、八幡橋が冠水のおそれがあったことから、市民の危険防止、安全確保のため、防災行政無線により、周辺地区に対し通行どめの周知を行ってまいりました。議員ご発言のとおり、防災行政無線による適切な情報提供は、市民の安全確保や不要な不安解消のため大変重要と考えておりますので、豪雨等に際しましては、今後もその状況によりまして、河川の増水や土砂崩れ等に十分注意していただくよう、防災行政無線の活用を図ってまいります。

次に、公共施設整備についての中での公共施設、公園等の管理についてお答え申し上げます。

公共施設、公園等の管理につきましては、施設設置の目的に応じまして、それぞれの所管、部署等において安全性などを考慮し、利用者の立場に立った適切な管理を心がけているところでございます。

初めに、市民の方に多く利用されている公共施設のパトロールと管理状況についてでございますけれども、産業部所管の親水公園や自然公園、ハイキングコース、トレッキングコースにつきましては、定まった日ではございませんが、お客様の多い日や業務により出向いたときに職員が

施設の安全性などの確認を行っており、あわせて施設内の除草や清掃時にもその点検を行っております。教育委員会所管の山吹運動公園や白羽スポーツ広場などの体育施設につきましては、休業日を除く火曜日から日曜日まで、毎日職員によりパトロールを実施し、施設の適切な管理に努めております。また、建設部所管の市内の63カ所ございます都市公園などにつきましては、職員により年五、六回のパトロールを実施し、施設の状況や遊具などの安全確認を行っております。あわせて業者や町会に委託しております除草や樹木の剪定作業時にも点検確認に努めているところでございます。

全施設共通した管理としましては、強風や大雨などがあった場合は、当日または翌日に所管課等において施設のパトロールを行い、被害の有無の確認や点検を行っております。なお、各施設の休業日等の管理状況でございますけれども、それぞれの施設において休業日における定期的なパトロールは実施しておりませんが、万一の場合は本庁や各支所に配置している日直や委託をしております警備会社から担当部署へ連絡する態勢を整えております。

管理部門の一本化についてでございますが、それぞれの施設を比較しますと、設置目的、施設の機能、利用者層、休館日、利用時間等の違いや自由に使えるのか、許可を受けて使用をするのか等、使用形態の違い、使用料の有無、補助事業などによる施設は管理形態について条件づけられているものもでございます。さらに、財産管理区分の違い、それに伴う組織の指揮命令系統の違いなどもございますので、それぞれの施設の設置目的に則した管理体制をとることが重要であると考えております。

議員ご発言のように施設の管理や整備が不十分であれば事故も起きやすいものと認識しております。万一の場合に備え、行事保険や市民総合賠償補償保険に加入しておりますけれども、それ以前に事故を未然に防ぐことが重要でございますので、それぞれの担当部署において、施設の安全な使用の周知徹底や職員がイベントなどに参加したとき、また、通常業務の中での安全性の確認や異常箇所の発見・通報など、所属部署を越えての管理意識の徹底に努め、市民の方が安心して利用できるよう、引き続き公共施設の適切な管理運営に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（高木将君） 建設部長。

〔建設部長 富田広美君登壇〕

建設部長（富田広美君） 豪雨等の対応と対策についての中で建設部関係のご質問にお答えに申し上げます。

道路側溝などの排水施設の危険箇所につきましては、パトロール等により危険箇所の把握に努めているところであり、また、地元町会等からの改善要望なども随時いただきまして、防護柵や側溝ふたの設置など、実施可能な工事であれば早急に対応し、安全管理に努めているところでございます。

また、市街地や住宅地内の用水路・樋門・堰等、排水施設の大雨時の対応につきましては、土地改良区などそれぞれの施設を管理しております機関と連携し、安全の確保に努めることとしてございます。

さらに、災害発生時につきましては、迅速な災害の復旧を図るため、常陸太田市防災連絡協議会と締結しております災害応急復旧工事に関する協定に基づきまして、協議会のご協力もいただきながら復旧に努めることとしております。

市といたしましては、今後とも危険箇所の解消と災害防止に努めてまいります。

議長（高木将君） 教育長。

〔教育長 小林啓徳君登壇〕

教育長（小林啓徳君） 防災についての中で、学校耐震化促進についてのご質問にお答えをいたします。

学校施設は災害時の市民の避難場所ともなる重要な施設であり、学校施設の耐震化計画を具体化するため、現在、市公立施設全体の耐震改修促進計画を策定中であります。この耐震改修促進計画では、学校施設の耐震化について優先順位や実施年度等、具体的に定める予定であり、地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律の補助制度も活用しながら耐震化を進めてまいります。

これらの学校施設の耐震化の促進は、耐震改修促進計画に基づき、国の補助を活用しながら進めていくことを基本といたしますが、施設によっては議員ご発言のありました減築やPFI等の手法についても研究して、施設に応じた適切な手法で対応していく考えでございます。

議長（高木将君） 16番山口恒男君。

〔16番 山口恒男君登壇〕

16番（山口恒男君） ご答弁ありがとうございました。

療養病床再編につきましては、行き場がなくなるのではというようなことを患者さんに多く聞かれますので、そういった部分の市独自の周知等も徹底していただければありがたいと思っております。

療養病床再編により、在宅療養が増えてしまうということになった場合、高齢者の救急搬送が多くなり、さらにベッド数の不足が生じるというような結果も生まれてきます。救急病院での受け入れ体制が悪化するのではというようなことを慶應義塾大学の医学部の池上教授なども指摘しておりますが、こういったことがないよう十分な体制をとっていただきたいと思っております。

豪雨等の対策につきましては、なかなか難しい部分がございますが、やはり各施設、そういった市内循環的なものを専門職というような形で一本化して、踏み込めない部分は相当あるかと思えますけれども、その周辺だけでも管理はできるわけありますから、そういった部分も町会長さんとかほかの市民の方のご協力を得ながら徹底してやっていくことは当り前のことであると思えますけれども、市がもう少し積極的に取り組まれることも必要かと思えます。

また、防災無線は、西宮橋等の周辺では放送されたということでもありますけれども、こういった災害に対する問題はもうちょっと広く地域性を広げて放送されるような形をとったほうがよいのではないかと思いますので、その点もう一度お聞きいたします。

学校耐震化促進につきましては、積極的なご答弁いただきましてありがとうございます。ここに一応私も調べた結果をちょっと述べさせていただきますが、三重県四日市市の小学校4校での耐震化・老朽化工事では、PFIを導入することで、従来の手法に比べ市の財政支出を約30%、

額にして約18億3,000万円の縮減ができたと言われております。また、PFI手法なら自治体の年度ごとの財政支出の不均衡感をなくし、平準化できることも大きな魅力です。耐震事業の国の補助対象外経費などを一時的にPFI事業者が負担し、その後自治体がPFI事業者に割賦払いすることで、事業初年度の自治体の支出がゼロで済むことも可能となると文科省の文教施設企画部施設助成課では耐震化促進の手段を示唆しています。PFI事業が一定の事業規模がないとコスト縮減の効果が得られないため、複数の校舎の耐震化事業をまとめてバンドリング化、1つのPFI事業として実施することも想定されており、結果として複数の多くの学校の耐震化が進むことが期待できるものです。

文科省のPFI活用マニュアルには、PFI事業効果を検証するVFM「バリュー・フォー・マネー」と言うそうですが、その簡易算出シートが入ったCD-ROMが添付されており、そのマニュアルの本文に沿ってシートに事業費の概算値などの数値を入力するだけで、自動的にVFMが算出され、簡単にPFI導入効果などを探ることができることとあります。文科省は現在特定非営利活動法人日本PFI協会のセミナーの開催を講演し、導入マニュアルの利用を促しておりますが、東京会の植田理事長は、「このマニュアルを使って自治体で学校耐震化へのPFI導入を検討してもらいたい。子供たちの命を守るためにも行政担当者、市長や議会は関心を持って」と強調されております。ぜひとも導入していただけるようご検討いただき、耐震化促進のスピードアップを図っていただきたいと思います。

また、先ほど減築のお話もありましたが、水戸市の双葉台中学校、4階建て校舎の耐震化工事では、補強材となる鉄鋼ブレースが32本も必要となり、財政負担が重いことに加え、教室内の圧迫感や風通し、採光などにも悪影響が出るおそれがあり、建物の加重軽減を図り、4階部分を解体して建物全体の加重を減らし、鉄鋼ブレースを10カ所に抑制した上で耐震壁を増設したその結果、約6,000万円の節約効果があったと伺っております。水戸市の学校施設課では、建物の加重軽減が耐震化に効果を発揮し、事業予算の抑制や快適な学習環境の確保にもつながったと、減築での効果をお話しております。ぜひとも導入できるよう検討していただきたいと思います。これは要望で結構でございます。

公共施設整備については、エレベーター設置は費用が多額になる部分もございますし、難しい部分もあります。パーティホール等ではよく催しのたびに、高齢者の方が本当に苦労してあの階段を上っていく。施設にある市民の方では、向こうにスロープがあるからあれをゆっくり行けばいいんじゃないかということをお話しますが、本当にスロープ、車いすの方に対しても距離が長すぎると、遠過ぎると。そういったことを考えるとやはり近場にエレベーターを設置していただいて、2階にもスムーズに行けるようなことも考えなければならないんじゃないかと、そのように思っております。

また、市民体育館についても現在手すりはございませんし、階段自体が狭いということは1つの欠点かと思えますけれども、あの階段を上ってお年寄りの方が上がると。車いすの場合は職員の手を借りなければ観覧席まで行けないと、そんな状態がございます。そういったことも早急に解消できるような施策をとっていただき、整備を図っていただきたいと思います。

それと、先ほどちょっとうっかりしていたんで、多機能トイレについての今後の計画等、もう一度お聞かせいただきたいと思います。公共施設・公園等の管理について、私が感じたのは、山吹運動公園、この市民運動場で休業日に使用されていたところから発生してきました。やはり、市民は本当は使いたいんですね、月曜日でも。何らかの理由でどんどんどんどん使いたい。休業日を解消していただいて、一年じゅう365日使用できればそれにこしたことはないんですが、何らかの事情があれば使用できるという規定はあるのに、なぜこれができなかったのかという点も不思議と思っておりますが、この休業日自体に使われたということは、万が一事故があったとき、これは使いたい人たちは喜んで使いますけれども、もしも万が一事故があった場合、だれが本当に責任をとるのか。やっぱり市の管理責任が問われる大きな問題になるのではないかと。それであれば、やはり休業日を廃止して使われるようにしていくか、あるいは行政の同意があれば、休業日を解消していただけるような体制も必要であると思っております。

そういった意味で、パトロール管理徹底が専門職としてあらゆる施設の中でも、先ほどの防災関係もそうではありますが、そういった危険箇所、そういったものも全部点検できるような見地でもうちょっと大きな視野を持ったそういう管理部門、パトロール部門が必要になってくるのではないかと考えております。やはり、各施設ごとの管理部署ではきちとした管理をされておりますが、一貫した施設のチェック等ができていないかと考えております。例えば大きな会社では販売促進という形で広告PRからそういったものまで多くのチェック機能があります。広告とかやりながら店内管理、店内の隅々までチェックされる、商品のディスプレイに対してもチェックされ、すべてが全店というんですか、その企業の中のお店であればすべてが同じような統一感を図っていただいている、そういったものも考えます。

我々もサービス業の一環であります。そういったことを考えて市民に使いやすく気持ちよくできるような、そういう体制がぜひとも必要と思っておりますが、この点についても一度ご所見をいただければありがたいと思っております。

以上のことにつきまして 私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（高木将君） 答弁を求めます。福祉事務所長。

〔福祉事務所長 深澤菊一君登壇〕

福祉事務所長（深澤菊一君） 再度の質問にお答えいたします。

公共施設の整備につきまして、改修並びに設置、こういった計画につきましては、施設整備の計画や改修の際には、各施設の状況等もございしますが、関係部と連携を図ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（高木将君） 総務部長。

〔総務部長 川又善行君登壇〕

総務部長（川又善行君） 2回目のご質問にお答えを申し上げます。

まず、防災行政無線の活用についてでございますけれども、防災行政無線の活用につきましては、状況に応じて放送地域の拡大等を考慮してまいりたいと存じます。

次に、公共施設の管理の一体化についてでございますけれども、これにつきましては、どのような形が一体化として望ましいのか、また、かなうのか、十分関係部署と協議をして検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（高木将君） 16番山口恒男君、よろしいですか。

午前の会議はこの程度にとどめ、午後1時まで休憩いたします。

午後0時2分休憩

午後1時1分再開

議長（高木将君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

26番宇野隆子君の発言を許します。

〔26番 宇野隆子君登壇〕

26番（宇野隆子君） 日本共産党の宇野隆子です。通告に基づいて一般質問を行います。

最初に、後期高齢者医療制度について伺います。

この制度が開始して、8月15日には3回目の保険料が年金から天引きされました。この制度は開始する前から手直しが行われ、開始後3カ月で国民の声に押されて政府与党は再度の手直しを余儀なくされました。9月1日には政府広報の「あしたのニッポン」という、こういうものですが、タブロイド判の4ページにわたってのこの広報が新聞折り込みされました。これを見ますと、「長寿制度が改善されました。」「長寿医療制度について、改めてご説明させてください。」と、このような内容です。

6月以降の宣伝費用として、新聞広告、政府広報の新聞折り込みだけで5億5,000万円。75歳以上の高齢者を差別する後期高齢者医療制度の言いわけ宣伝にこれまでに使った税金はわかっているだけで8億2,170万円以上です。このような政府が巨費を投じて宣伝を繰り返さなければならないこと自体が、国民の求める安心な医療と後期高齢者医療制度とがいかにかけ離れているか示していると思います。

国民を75歳で差別し、別建ての健康保険への加入を強制することや保険料の天引き、保険料の2年ごとの見直し、診療にも差別を持ち込むなどの制度の根幹は変わっておりません。衆議院で継続審議となった野党4党が共同提案した廃止法案が臨時国会で再審議されます。現状では、6月12日に政府与党が示した見直しの中で制度が進んでおりますので、その軽減の見直し策に沿って、本市ではどのような実態になるのか4点について伺います。

10月から今年度と来年度の期限付ですが、年金収入が月14万円、年間168万円以下は、現在均等割7割減額を8.5割軽減に、年金収入が月17万5,000円、年間210万円以下は、現在の所得割が50%軽減になります。均等割・所得割の軽減策で対象者数とその割合、軽減額について伺います。

軽減の問題点として、世帯全体の収入で保険料を決める方法が改善されなかったために、世帯の合計額が同じであっても、夫婦間の所得の違いによって保険料にますます大きな開きが出てき

ております。このようなケースは何件あるのでしょうか。お伺いいたします。

高齢者の健康診断の充実についてですが、健康維持に対する施策、また、人間ドックへの補助は来年度も継続されるのか伺います。

社会保障費 2,200 億円の削減反対を国に申し入れることについて、これは、市長がどのような考えをお持ちなのかお伺いいたします。

2 番目に、介護保険制度の改善について伺います。

高齢化が進む中、介護保険の改善、介護保障の充実は、安心して老後を送りたいというすべての高齢者国民の願いです。しかし、現実には支払い能力を超えた費用負担、給付の抑制、また、事業所においては、相次ぐ報酬引き下げによる経営難、人材難、厳しさを増す介護労働など山積し、介護保険制度はこのままでは破綻しかねない深刻な状況です。

国は介護報酬などについて見直すこと、そのために保険料の引き上げが必要との考えを示しています。介護報酬を現場の実態に見合った水準に引き上げることは当然のことですが、国の持ち出しを抑え、増税や物価高で苦しむ国民に転嫁することは承知できません。介護保険料が高い最大の原因は、国庫負担が少ないことです。本市としても介護保険料を抑えるために可能な努力が求められます。市民の暮らしもぎりぎりのところに来ております。来年 4 月からの「3 年ごとの見直し」を控え、計画中だと思えます。そこで 3 点について伺います。

1 点目として、介護保険料です。

現在、基金が 4 億 2,000 万円あります。2007 年度決算で基金への積み立てが約 1 億 1,000 万円、合わせて 5 億 3,000 万円にもなります。その基金を取り崩して保険料の値上げを抑える、できれば引き下げる検討を行っているのかどうか、基金への考え方と保険料についてお伺いいたします。

2 点目として、2007 年 12 月 20 日付の厚労省の通達について伺います。

この通達は、家族との同居を理由に一律に生活援助サービスを禁止しないよう求めたものです。この趣旨は、全文は省略しますが、「同様のやむを得ない事情とは、障害・疾病の有無に限定されるものではなく、個々の利用者の状況に応じて具体的に判断されるものである。したがって、市町村においては同居家族等の有無のみを判断基準として一律に介護給付の支給の可否を機械的に判断しないようにされたい」とあります。この趣旨をしっかりと受けとめて、事業者に対して指導・援助されておられますか。私がケアプランをつくる上で相談を受けたご家族の方は、ケアプランに必要なサービスを加えてほしくても同居家族がいるから認めてもらえなかったと、大変困ってありました。どのような方法で事業者に周知されているのか伺います。

3 点目として、国は 2006 年の医療制度改定に基づき、療養病床を 2011 年度末までに 38 万床から 15 万床に減らす方針、内訳は医療型 25 万床を 15 万床、介護型 13 万床がなしと、ゼロですね、を打ち出しました。本市の現状、3 年後の 2011 年度末での療養病床についてどう変わるのか伺います。

2006 年の診療報酬改定によって、医療の必要度が低いとされた患者が療養病床に入院した際の診療報酬が大幅に引き下げられ、これが引き金となって療養病床への入院を断念せざるを得

ない事態や、療養病床での入院ができなくなり、介護施設の入所を希望したときの特別養護老人ホーム、あるいは老人保健施設に容易に入れる状況にあるのかどうか、実態を掌握されておるのかどうか伺います。

自宅療養の場合、家族に経済面でも精神面でも耐えがたい負担を及ぼす場合も生じます。市民への影響、現状をどのように考えておられるのかお伺いいたします。

3番目に、地球温暖化対策について伺います。

日本における温室効果ガス排出量は、2006年時点で1990年比6.2%増加するなど、増加傾向に歯どめがかけられず、主要な議題とされた洞爺湖サミットでは中期目標も立てられませんでした。政府はことし京都議定書目標達成計画と地球温暖化対策推進法の見直しを行いました。が、産業界や国民の自主的な対策・行動に頼った実行性に乏しい内容にとどまっているのが現状です。方針の転換、温暖化対策を抜本的に強化することが強く求められていると思います。

このような中、国民の中で地球温暖化問題への関心が高まり、自分たちの生活を見直し、環境に優しいライフスタイルに転換することによって、現在の地球と将来の子供たちに対する責任を果たそうという声と取り組みが広がっております。また、地域や自治体レベルの温暖化に対しても注目が集まっております。自治体も取り組みの推進において役割を果たすことが強く求められるようになってきております。

本市では環境基本条例の見直し、今年度、地球温暖化防止地域推進計画が策定されます。私は、地球温暖化について行政が一刻の猶予も許さない課題だという認識に立って、緊迫感・切迫感を持って温暖化防止の推進に取り組んでほしいとの思いで何点かお伺いをさせていただきます。

まず、1点目として、地球温暖化問題をどう考えているのか。

2点目としては、全庁的な取り組みの問題です。これまでに照明や冷暖房の控えめな使用、マイバッグ運動や緑のカーテンなど、普及啓発に取り組んでおりますが、政策を立てる上でも温暖化対策は関連する分野が多岐にわたるため、環境の部署だけでなく、他の部署との連携が不可欠です。自治体全体での温暖化対策の重要性に対する共通認識が、政策の優先順位が高くないと難しいと思います。地域推進計画の進捗状況、策定に必要な実態把握の状況や策定の考え方についてもお聞きいたします。そして、改めて中長期の目標、市の責務、分野ごとの年次計画、財源の裏づけなどを明確にすることなどを提案したいと思いますが、ご所見をお伺いいたします。

3点目として、自然エネルギーの活用についてです。

風力・太陽光・バイオマスといった自然エネルギーですが、小規模で分散型の取り組みが可能のため、地域や自治体レベルでの重要な温暖化対策となっております。本市では里美地区で風力発電・水力発電が威力を発揮しております。

この7月、文教民生委員会の所管事務調査で、長野県飯田市を視察しました。そこでは、公共施設への積極的な導入、住宅用太陽電池パネルへの設置補助などを行っています。私は、早いうちからこのような問題を提案してまいりましたけれども、太陽光発電・小型風力発電、家庭用ですが、それらへの補助、公共施設への積極的な活用など、ぜひ検討してほしいと思いますがご所見を伺います。

4点目として、温室効果ガスの削減についてですが、現在分別されていないプラスチックごみの分別収集をしてリサイクル率を向上させる、生ごみの堆肥化を図るなど、こうした対策についても取り組みを行ってほしいと思いますが、ご見解をお伺いいたします。

5点目として、省エネルギーへの取り組みとして、平成20年度からの環境家計簿の作成・配布は、家庭での重要な手段ですが、配布するだけでなく、自治体には促進の工夫や仕組みづくりを行ってほしいと思います。

本市はAED設置することを条件として、自動販売機、ヒートポンプ式の省エネタイプもあるそうですが、この新設を行っております。2台で通常の1世帯分のエネルギーを消費する自動販売機を増やすことは、温暖化対策に逆行していると思います。どこまで自動販売機の新設を行うのか。現在、公共施設に設置されている46台のうち、指定管理者3台も含めて7台が自販機設置の関係と聞いておりますが、今後の考え方について、また、それに関連して、今後のAED設置計画について伺います。

4番目に、食の安全と農業問題についてお伺いいたします。

中国のギョーザ問題や農薬やカビに汚染された輸入事故米が食用に転売された問題など、食の安全が脅かされ、国産の安全な食材を確保したいという要求や、輸入に頼らず食料自給率を上げないと解決しないと考える国民が増えております。

日本共産党はことし3月農業再生プランを発表いたしました。食料自給率39%という世界でも異常な水準まで低下するなど、日本の食料・農業は非常に深刻な危機に直面している事態であることを指摘して、食料自給率の向上を真剣に目指し、安心して農業に励める農政への転換を求め、4つの提起を行ったわけです。

その4つの提起を申し上げますと、1つは、持続可能な農業経営の実現を目指し、価格保障・所得補償制度を抜本的に充実する。2つ、家族経営を維持するとともに、大規模経営を含む担い手育成で農地を保全する。3つ、関税など、国境措置を維持強化し、食料資源を保障する貿易ルールを追求する。4つ、農業者と消費者の協働を広げて、食の安全と地域農業の再生を目指す。以上の4つの提起ですが、これは農協や関係団体からもそのとおりだと受け入れられております。本市はおいしい米の産地ですが、こんな低価格では米づくりは続けられない。安全な国産品が欲しいのに輸入品ばかり、生産者も消費者も日本の食料と農業について大変不安を抱いております。

そこで伺いますが、減反政策の見直し、自給率向上について、本市はどのように考えているのかお聞かせいただきたいと思っております。

2005年農林業センサスでは、遊休農地が全体で691ヘクタールとなっております。この遊休農地の解消策と活用の施策については、それぞれの地区で常陸秋そばなどの作付などを行っておりますが、今後の考え方について伺います。

遊休荒廃地の活用、自給率の向上、そして地産地消の推進のため、長野県長野市の実践例ですが、市内で生産して市内に出荷した小麦・大豆・そばについて、奨励金制度をつくってそれぞれ1キログラム当たり50円とか170円とか交付しております。そして、この制度が中小農家を応援し、遊休荒廃地の防止、地産地消の促進に有効な働きをしているということです。奨励金制

度をつくることについてご見解を伺います。

2回目の質問で市長に伺おうと思っていたのですが、時間の都合上、1回目の質問でお伺いいたしたいと思います。

今、農業の問題についてさまざま述べさせていただきましたが、市長は国の農業政策についてどのようにお考えか、常陸太田市の農業の現状と役割をどのように見ておられるのかお伺いをいたします。

5番目に、学校統廃合問題について伺います。

県教育委員会は、「公立小中学校の適正規模について」という指針を各市町村教育長に示しました。「指針」では、「小学校では12クラス以上、中学校では9クラス以上」とし、県内の小学校では6割、中学校では3割がこの基準を下回ると言われております。本市では、この指針で、例えば中学校では8校のうち4校が統合の検討対象となるわけです。昨年度、小学校2校が統合されましたが、画一的にクラスの数で線引きすべきではないと思います。県教委の指針に対する考え方についてご所見を伺います。

1973年の文部省通達「公立小中学校の統廃合について」は、「学校の規模を重視する余り、無理な統廃合を行うことは避ける。」「小規模学校には教職員と児童生徒との人間的触れ合いや個別指導の面で、小規模校として教育上の利点も考えられるので、総合的に判断した場合、なお、小規模校として充実するほうが好ましいという場合もある。」ということなどを示しております。この当時の文部省ですけれども、この通達の受けとめ方について伺います。

学校統廃合を考える場合、子供の教育への影響や地域の核としての役割、住民の合意が欠かせないという基準でよく話し合っ決めていくべきだと思います。統廃合によって通学が困難になる、事故・犯罪の危険、教育上きめ細やかな指導が困難、非行やいじめへの対応も困難になるなどのデメリットが挙げられております。

「適正規模」はもっと小さいサイズというのが世界の流れで、ヨーロッパでは1学校100人が主流です。日本は多過ぎます。地域の中で育ち、学校では子供に目が行き届いて子供と先生が温かい人間関係がつけれます。県教委の言う「適正規模」以下だから問題があるということは一切ないと思います。

また、学校は地域にとって独自の役割があります。運動会やお祭り、防災など、地域の核としての役割があり、学校がなくなると地域のコミュニティの崩壊につながりかねません。

このように、学校統廃合問題は、子供への物理的・教育的影響や、地域の子育て、地域の存続にかかわるだけに、徹底した住民合意が欠かせないと思います。学校統廃合を考える上で、教育長のご見解、お伺いいたします。

6番目に、消防の広域化の問題について伺います。

2006年、国が消防組織法を改定し、消防の広域化が進められております。茨城県でもことし3月、茨城県消防広域化推進計画が作成され、4年後2012年末までに消防広域化を実現するというスケジュールが示されました。県内を5ブロックにし、現在26ある消防本部を5消防本部に管轄人口を30万以上に広域化するとしております。常陸太田市の場合、日立市・高萩市・

北茨城市・常陸大宮市・大子町の5市1町の40万人規模になります。安全面からいっても大変ひどい国の押しつけです。

広域化推進計画では、広域化により期待される効果として、住民サービスの向上、人員配備の効率化と充実、消防体制の基盤の強化が図られると、メリットばかりが強調されておりますが、果たしてそうでしょうか。消防職員数の充足率は、県平均で62%、常陸太田市では48%で、消防体制は満たされていない現状を放置したままの広域化は問題です。

国の広域化基本方針では「広域化によって消防本部の対応力が低下するようなことがあってはならない」と言っておりますが、私は、低下する危険が大いにあると危惧しております。一刻を争う火事や災害の場合、常備消防とともに、住民自身がみずからの問題として対応に当たるためにも、市町村単位の自治体消防が今までどおり基本です。

ところが広域化した場合、住民の声が的確に反映し、必要なチェックが働くのか、消防本部が地元になくなった場合、それぞれの地域の固有の問題に対して、機動的・有効的に対応できるのかなどが問題になってくると思います。消防組織や住民組織などの中で、十分な議論・検討が必要ではないかと思えます。

本市の消防広域化に対する考え、また、県の推進計画が時実施された場合の、本市への影響について、どのようにお考えなのかお伺いをいたします。

愛知県の消防幹部はこうに言っております。「広域化でどうなるかは消防職員にさえきちんと知らされていない。」、当市ではどうなんでしょうか。「合併先にありきではなく、国の基準さえ下回っている地域の消防力をどうするのか、住民の目線できちんと検討すべきだ。」と話しております。全くそのとおりだと思います。

私は消防の広域化が出されたときに一般質問を一度行っておりますが、5市1町の県北ブロックでどのような話し合いを持たれているのか、どのような問題が出されておられるのかお伺いをいたします。「このような大規模な広域化は認められない、国・県の言いなりにはならない。」この声を上げていくべきではないでしょうか。ご見解をお伺いいたします。

最後に、水道の基本料金に対する高齢者世帯への対応について伺います。

現在、当市の水道基本料金は、常陸太田地区の場合、口径13ミリメートル、8立方メートルまで950円、口径20ミリメートルでは1,350円。金砂郷地区の場合、まだ統一されておられませんから、口径13ミリメートル、8立方メートルまで1,700円、口径20ミリメートルでは2,000円という料金体系になっております。口径13ミリメートル、20ミリメートルが圧倒的に多いので、この2つを取り上げて高齢者世帯への対応について伺います。

単独世帯が約3,000世帯で、給水戸数の約18%を占めております。高齢者ひとり暮らし、二人暮らしの世帯では、基本水量上限8立方メートルまで達していないのではないかと。いわゆる空料金を払っている世帯が相当あるのではないかと。今、多くの高齢者は諸物価の上昇や医療費などで生活が大変な中、節水のため、ふろに入る回数を減らす節水を意識し、ふろの水を洗濯に回したり園芸に回したりするなど、節水の努力を日々行っております。また、入退院を繰り返すなどもあると思えます。

現在、それぞれの口径で利用されている平均数量はどれくらいなのかお伺いをいたします。また、答弁できればですが、現在、基本水量までいかない件数がどれくらいあるのかお答えいただければお願いいたします。

総務省は、「公営企業の目的は、あくまで住民福祉の向上である。水道事業は市町村が経営している独占企業とも言える。極端に言えば、料金はどのようにでもなる。利益は当然求めてもよいが、競争相手がいないので経営努力が求められる。料金を余り高くすると住民福祉の向上との矛盾が起きるといことになりかねない」と述べております。一般財源からの繰り入れなどを行って、65歳以上にするか70歳以上にするか基準をつくって、高齢者世帯への基本料金の引き下げ、あるいは料金体系を逓増方式にするなど、高齢者世帯への対応を図ることを検討すべきではないかと要望いたしますがご所見を伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

議長（高木将君） 答弁を求めます。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） まず最初に、社会保障費2,200億円削減問題に関する所見はいかがかというお尋ねがございました。経済財政改革の基本方針、いわゆる骨太方針の中で示されております社会保障費を毎年2,200億円ずつ削減するという考え方につきましては、政府与党内におきましてもさまざまな意見が今出ているわけでございます。さらに医療関係者、あるいは健康保険組合、さらには厚生労働省などからも国の財政の窮状を考えると歳出削減の努力を継続する必要はあるけれども、社会保障費の一律な削減を続けていくことはもはや限界と言わざるを得ないというような声は今強く上がっているところでございます。

社会保障費の削減などに伴いまして、医師・看護師不足や診療科、病床の閉鎖などが起きている現状などをかんがみますと、今後は地域の医療や福祉を守るための財源の確保が重要な課題でございまして、そうした意味におきまして関係市町村が連携を図りながら、県や市町村会などの地方6団体と通じまして、国に対し財源確保の働きかけを行っていく必要があると考えているところでございます。

次に、農業問題に関しまして、市の農業の現状と役割ということでのお尋ねがございました。当市の農業産出額を平成17年度と18年度を比較いたしますと、18年度は前年に比較しまして総額で6億円の減となっているところでございます。中でも米につきましては約3億6,000万円の減となっております。その理由といたしましては、収穫量も減少にはなっておりますが、大きな原因と考えられるのは、年々下がり続ける米の価格が原因であるというふうにも考えられるところでございます。このような状況に加えまして、農業従事者の減少、あるいは高齢化、肥料・原油の高騰等による農業経営の現状は大変厳しい状況にあると考えております。農業の施策を考えた場合におきまして、従来からの品目横断的経営対策、あるいは農地流動化の促進など、大規模な農家への支援に加えまして、今後につきましては、農家総数の約86%を占める小規模農家への支援が必要になってくるものと考えております。

現在取り組んでおります中山間地域等直接支払制度、あるいは農業ができなくなった高齢化を

した農家を助けるための委託組織等の育成等の推進を図ることも今大変重要な課題でございます。さらには、農村の環境保全に着目いたしまして、減農薬農業等の施策を推進していく必要があるものと考えておるところでございます。

これらの施策とあわせて、市独自の施策として、農家の生産意欲を向上させる目的からも、あるいは食料自給率の向上を目指す観点からも地産地消を進めることも重要であると考えておまして、推進協議会を柱に据え、いろいろな事業を実施することにした次第でございます。また、少しでも有利な販売ができるようにという考えもございまして、地場産物のブランド化を強く進める手段の1つとして、総務省の地域力創造アドバイザー事業を取り入れた次第でございます。今後もこれらの施策を推進するとともに、圃場整備等を実施し、地域で農業を持続可能とするための生産体制の整備を図り、市として総合的な農政を推進してまいりたいと考えております。

なお、議員もお尋ねの中に、国の農業政策についてどう思うかというお話がございました。ご案内のとおり、これまで日本の農業におきましては、農業基本法においてそれぞれの農家への、言葉は悪いんですがばらまきの補助政策ということが長く続けられてまいりました。それは生産基盤を強化するとかそういう目的ではなしに、それぞれの農家への現金支給みたいな形でその補助政策が続けられてきた。その結果としてたまたま現在問題になりますのは、それぞれの生産基盤の強化、体質の強化ということが図られてこなかったことが一番大きな問題点だろうというふうに思います。

加えまして、昨今、米の問題等でも出ておりますように、汚染米が出回るとかというような状況にもなっておりますが、水田農業を多く抱える本市といたしましては、WTOによる米の輸入の縛りがありますけれども、これらについて政府としては何としても米の輸入高を抑えて、もっと生産調整を緩やかな方向にすべきじゃないかというふうに考えておるところであります。

加えまして、今、米の生産調整については、従前は30アール以上を生産をしていた農家に対して生産調整の施策が求められてきた。今はすべての農家に対して生産調整の割り当てがきている。そう考えましたときに、仮に、例えば10アールほどつくっている農家にとっては、そこで収穫できる米というのは、1年間の家族の消費用としてつくられている現実だと思えます。その中で生産調整35%前後をしようとしたときに、果たして規模の小さい農家が協力してくれるでしょうか。米を買って食べると農家に言っているのと等しいところがあると思えます。したがって、今、私は農政課に対しまして、生産調整が100%には本市はいておりません。その中で、生産規模に応じた協力ぐあいをデータできちっと示してくれと、そのことによってもっと県なり国への訴えをしていく必要があると、そういうふうにも考えているところあります。

以上でございます。

議長（高木将君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長 綿引優君登壇〕

保健福祉部長（綿引優君） 後期高齢者医療制度についての4点のご質問にお答えいたします。

最初に、7割軽減から8.5割軽減に拡大することに伴う対象者数とその割合についてであります。本年6月に政府が取りまとめた高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減等についての

中で、新たな保険料の軽減対策が示されましたが、それに基づき、8月6日に茨城県後期高齢者医療広域連合議会において保険料の改正案が議決され、8月19日に該当者に対し変更通知等を差し上げたところでございます。その中で、ご質問の均等割額が7割から8.5割に軽減された方につきましては3,162人で、被保険者総数の33.8%でございます。軽減額は1,833万9,600円で、特別徴収・普通徴収に合わせた保険料調定額の4.89%でございます。

次に、年金収入211万円以下の所得割を50%程度軽減することに伴う対象者数とその割合、軽減額とのその割合についてであります。所得割合が50%に軽減された方は786人で、被保険者総数の8.4%でございます。軽減額につきましては918万8,088円で、保険料調定総額の2.4%でございます。

3点目は、保険料の賦課や軽減判定などが個人単位で行われることに伴う負担増の問題点についてであります。後期高齢者医療保険料は、被保険者一人ひとりにお納めいただきますよう軽減判定なども含めまして個人単位に決定されることになっておりますので、世帯全体としては収入が同程度あるにもかかわらず、個人の収入の状況によっては軽減措置がかかる、かからないなどにより、保険料に差が生じるというケースが現実には発生しております。夫婦二人世帯でともに後期高齢者医療の被保険者で、250万円の年金収入がある場合を例にしますと、それぞれ125万円ずつの年金収入がある場合は、それぞれに7割軽減が該当することになり、保険料は年額2万2,400円となりますが、すべてが世帯主である夫の年金収入である場合は軽減措置が該当しないため、保険料は年額14万8,500円ということになります。

4点目は、高齢者の方々の保持増進に向けた健康診査についてであります。議員ご承知のとおり、今年度から健康診査についての考え方が、老人保健法に基づく基本健康診査から高齢者医療各法に基づく特定健康診査40歳から74歳、健康診査75歳以上に大きく変わりました。メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の概念を導入し、内臓脂肪型肥満に起因する糖尿病、脂質異常症、高血圧などの生活習慣病の予防に重点をおいた健診を行うとともに、生活習慣改善の動機づけ、保健指導を各医療保険保険者、国保・社保・健保組合・後期高齢者医療などが行われなければならないというもので、健診項目や受診方法なども変わりましたが、後期高齢者の被保険者の皆様には、健康診査につきましては、今回施設入所者などを除いて全員に問診票等をお送りし、無料で受診いただいているところでございます。制度の基本的な考え方もございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

また、平成19年度から市の独自事業として始めました75歳以上の後期高齢者医療保険の被保険者の方々に対する脳ドック・人間ドックの健診料の助成事業につきましては、継続して実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長(高木将君) 福祉事務所長。

〔福祉事務所長 深澤菊一君登壇〕

福祉事務所長(深澤菊一君) 介護保険制度の改善についてのご質問にお答えいたします。

第4期介護保険事業計画におきまして、基金を活用し保険料の値上げを行わないことのご質

問でございますが、現在、第4期事業計画につきまして、平成21年度から23年度までの給付費の見込み料推計の作業中であることから、保険料についてもまだ決まらない状況となっております。なお、第4期事業計画における保険料につきましては、基金を活用し抑制を図っていきたいと考えております。

次に、同居家族等がいる場合に、訪問介護サービス等の生活援助について一律に使えないことから、サービスが受けられなく給付が制限されるのではないかと。また、厚生労働省からの通知で、生活援助について、同居家族等がいることのみを判断基準にして一律に機械的に保険給付費の支給可否について決定することがないように示されているため、通知の内容を徹底してほしいとのご質問でございますが、市といたしましては、厚生労働省の通知に基づき、同居家族等がいることのみを判断基準に一律に行うものではなく、利用者の状況に応じて判断するよう、定期的に関催している介護支援専門委員連絡協議会の場において説明しているところでございます。

また、これらの判断が困難な場合には、市担当へ相談するよう指導しているところでございます。今後さらに介護支援専門委員連絡協議会などの機会におきまして、制度の周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

次に、療養病床再編についてのご質問でございますが、市内における現在の療養病床数につきましては、療養病床数は149床、介護療養病床は46床となっており、県で行った市内医療機関への療養病床転換への意向調査によりますと、医療療養病床数は154床なり、平成24年度にはそのまま移行できるものと考えております。

また、介護療養病床46床につきましても医療療養病床へ転換する予定となっております。また、現状についての考え方についてでございますが、高齢者等につきまして、施設等の施設入所者も含め、適切なサービスが提供できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（高木将君） 市民生活部長。

〔市民生活部長 五十嵐修君登壇〕

市民生活部長（五十嵐修君） 市民生活部関係の地球温暖化対策についての質問にお答えをいたします。

まず、1点目の地球温暖化問題をどのように考えているかとの質問でございますが、地球温暖化については、異常気象による世界各地での災害発生のほか、最近のゲリラ豪雨は地球温暖化の影響であると指摘されており、非常に深刻なものと認識をしております。このため7月の市広報で、「みんなで止めよう地球温暖化」の特集を組み、市民の方々に協力をお願いをしたところでございます。

2点目の市役所全庁的な取り組みでございますが、法に基づいて市役所内の実行計画を策定するよう求められております。市役所全体で発生するCO₂は、平成19年度9,854トンになっており、検討委員会の中では5年後にこれを6%減、591トンを削減することで協議を進めております。しかし、市役所全体のエネルギー消費は、事業系これは市の清掃、上下水道、あるいはパーティホールという事業系でございますけれども80%を占めております。また、残り20%

が庁舎や学校など事務系となっております、この事業系80%につきましては、市民生活に直接結びつくという分野でございますので、全体的な6%の削減というのは非常に厳しいというように認識をしているところであります。

現在までの取り組みについては、昨日も答弁をしましたが、これ以上の取り組みについて職員全体で共有したいということで、現在、全職員を対象に今以上の取り組みの対象アンケートを実施しているところであり、今後とも市が率先をしましてCO₂削減に取り組み、関係団体などと協力をしながら、また、現在地域推進計画を策定しておりますので、その目標達成に向けて引き続き努力をしてまいりたいと思っております。

環境家計簿の配布につきましては、年度内配布に向け準備をしておりますけれども、議員発言のように当然有効利用が図られますよう、その活用方法については検討をしてみたいと考えております。

3点目の、計画を作成するに当たっての各分野での長期及び年次計画と財源の裏づけという質問でございますが、現在、環境基本計画策定委員会として10名の方に委員を委嘱しまして検討をお願いしているところであります。検討の内容につきましては、地球温暖化対策推進法20条に基づき、常陸太田市の地域推進計画として常陸太田市内の活動に関するものとなっております。この中で、特に市町村の役割としまして、地域の自然条件を分析し、主に地域住民への教育普及啓発、民間団体への活動支援など、より地域に密着した地域の特性に応じて最も効果的な施策を国・県と連携して推進することとなっております。市としましては、この指針に基づき策定委員会をお願いしているところでございますので、ご理解をお願いいたします。

次に、4点目の自然エネルギーの活用についてでございますけれども、昨日及び本日の一般質問でお答えをしておりますけれども、環境基本計画策定委員会の中でエネルギーの問題が重要であるという認識で一致しております、さまざまなエネルギー方式を検討しているところであります。地球温暖化防止地域推進計画書の中でその方向性は示してまいりたいと考えております。

5点目の飲料自動販売機の設置に伴いAED寄附があった件でございますけれども、公共施設等に飲料自動販売機の設置につきましては、人の集まる場所で消費者のニーズを把握した上、地球温暖化対策と経済活動のバランスを見きわめ、導入すべきものと思っております。今回、飲料自動販売機を導入する際に、業者選定の審査項目にAED設置に対する協力度等、セールスポイントに値するものとして、温暖化対策と省エネ対策を入れての審査で業者を決定し、AED導入に至ったものであります。現在の法的な面から見ますと、コーヒーなど紙コップ対応型の販売機につきましては、食品衛生法で営業許可を取得し設置しておりますが、ペットボトルまたは缶類の販売機につきましては何ら制限がないのが実情であります。しかし、この販売機のエネルギー消費量は、家庭1世帯分にも相当すると言われておりますので、市としましては、業者に対し技術革新などを含め地球温暖化防止活動の働きをすることが行政の役割であろうと認識をしているところでございます。

AEDを設置するために自動販売機を設置していくという考えは特に持ってありません。しかし、今後においてもほかの業界からAEDの寄附等の申し出があれば受けたいと考えてお

ります。

6点目のプラスチックごみの分別，生ごみの堆肥化についてですが，まず，プラスチックごみの分別収集及びリサイクルについては，平成19年度の状況を申し上げますと，清掃センターに搬入された1年間のごみの総量は1万6,867トンあり，そのうち可燃性のごみは1万5,354トンであります。また，可燃性ごみのうち，石油を原料とするプラスチックごみは3,169トンあり，そのうちリサイクルをしているのはペットボトル74トン，トレイ34トン，合わせて108トンであり，残りのプラスチックごみについては焼却処分をしております。この焼却分をリサイクルするためには，収集についても現在の15分別からさらに増やさなければなりませんので，市民にこれ以上の負担を強いることになり，非常に難しい状況にあると思います。当面は15分別を徹底し，リサイクルの向上を図ってまいります。

続いて生ごみの質問でございますけれども，平成19年度清掃センターに搬入された1年間の可燃物のごみは，1万3,354トンあり，そのうちの13%が野菜くず，食べ残しなどの厨芥となっておりますが，ごみ処理の方法につきましては当面15分別を徹底し，リサイクルの向上を図ると同時に，各家庭での生ごみの堆肥化に重点をおいて推進をしてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（高木将君） 産業部長。

〔産業部長 赤須一夫君登壇〕

産業部長（赤須一夫君） 食の安全と農業問題についてお答えいたします。

まず，1点目の生産調整につきましては，国において米政策計画大綱を定め，水田農業経営の安定・発展や水田の利活用の促進等による自給率向上施策への重点化・集中化を図るなどの施策により，平成22年度までに農業構造の展望と米づくりの本来のあるべき姿の実現を目指しているところでございます。このような状況におきまして，本市の生産調整達成率は79%となっており，農業者及び農業者団体などで構成する常陸太田地域水田農業推進協議会において，地域水田農業の改革の基本的な方向を定める常陸太田地域水田農業ビジョンを策定し，達成率の向上に向け，作物振興及び水田利用の将来方向に係る各種施策を展開しているところであります。

次に，2点目の食料自給率向上策についてであります。国において「食料・農業・農村基本計画」を平成17年3月に策定し，自給率向上に向けて重点的に取り組むべき事項等を定め，自給率を40%から平成27年度までにおける目標を45%としているところでございます。本市における自給率向上の方策といたしましては，地産地消推進計画において，学校給食での地場産物利用拡大が重要としておりますので，平成19年度において利用率が100%となっている米・しょうゆ・納豆・豆腐などについては現状の維持に努めるとともに，青果物の利用については24.5%となっているため，これを20年度には30%強に引き上げることを目標に，生産者と学校給食関係者と協議を進め，具体的施策の検討を行っております。

3点目の遊休農地の現状につきましては，国における農業経営基盤強化促進法において，利用の増進に関する措置を定める遊休農地の解消を図っているところでありますが，平成17年度に

において全国で38.6万ヘクタールが遊休農地となっている状況であります。本市における遊休農地の面積としましては691ヘクタールとなっており、農業経営基盤の強化の促進に関する構想を策定し、解消に向け各種施策を推進しているところでございます。

遊休農地の防止と解消について申し上げますと、防止策といたしましては、集落単位の組織が共同による管理作業で不作付地を防止し、農地の有効活用を図る中山間地域等直接支払制度の推進であり、今年度は43集落、1団体で253ヘクタールに取り組んでいる状況であります。

解消策といたしまして、農業関係団体で構成される県北地域遊休農地解消プロジェクトチームを組織し、県農林振興公社が事業主体となり、水府地区の遊休農地を耕起し、常陸秋そばを9.9ヘクタール作付をして遊休農地の解消を図っているところであります。その他の遊休農地の有効利用としまして、太田地区においては大門・河内地区で、それぞれ活性化推進会議により、常陸秋そば・青大豆栽培などの農業体験が行われております。また、谷河原地区においては60区画の市民農園を設置しているところでございます。

金砂郷地区においては、放牧部会による放牧、オーナー制によるそば栽培体験が行われており、有限会社みずほ農援による遊休農地へのそばの作付も行われているところであります。

水府・里美地区におきましては、有限会社水府愛農会及び美しい里づくり委員会によるそばの作付が行われております。

次に、遊休農地防止における基本的な推進計画としましては、農業委員会が実施する農地流動化推進事業と連携を図りまして、地域の担い手への農地の利用集積や定年帰農者の利用促進を図ることとしており、利用権設定条件につきましては、本年8月末日現在の総計で3,394筆、面積488.4ヘクタールとなっております。

なお、遊休農地の現状を把握するため、現在、農業委員会との連携により農地の全筆調査による耕作放棄地全体調査を実施しており、今後その調査に基づき計画を策定し、耕作放棄地の解消に努めてまいりたいと考えております。

地産地消の取り組みといたしましては、常陸太田市地産地消推進協議会を設立し、地産地消推進計画に基づいた事業を実施しております。その1つ目としましては、生産者と消費者の顔の見える関係づくりと食文化の伝承と創造を目的とした朝市の開催、学校給食における地場産物を利用したメニューづくり及び食材を供給する生産組織の育成。2つ目としましては、消費者に喜ばれる産地づくりを目的とし、地域力創造アドバイザー事業の活用による地場産物を利用した加工品づくり。3つ目としては、地産地消の輪を広げる情報発信を目的とした地産地消推進店応援隊の登録。4つ目としましては、都市と農村と交流促進を目的とした中野区及び港区との交流を実施しているところでございます。また、地域力創造アドバイザー事業を活用した地場産物のブランド化に関する事業等も実施しているところでございます。

今後も、県普及センターや農協など、関係団体などと連携を図りまして、地産地消推進計画を推進し、農業が直面する課題等の解決の基礎づくりを推進してまいります。

次に、議員ご提案の遊休農地を耕作する方への補助金についてであります。現在、国・県補助及び市の補助制度においては、制度化されていないものであります。この制度提案の趣旨につ

きましてはよく理解するところではありますけれども、実施においては、総補助額の把握、財源措置の把握及び対象とする耕作地の設定等の問題も考えられますので、制度創設については、事業のあり方を見きわめるとともに、補助制度のあり方としての公益性・効果性・公正性・公平性・透明性・適正性などの検討を行い、協議してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（高木将君） 教育長。

〔教育長 小林啓徳君登壇〕

教育長（小林啓徳君） 学校統廃合問題についてのご質問にお答えをいたします。

1点目の本年4月に県教育委員会が提示した公立小中学校の適正規模について、指針の考え方についてでございますが、本市はこの指針を参考としつつも、児童生徒数の急激な減少や今後の見込み、地域の広さや地形、歴史的なつながりによる生活圏を踏まえ、本市の実情に合った統廃合の推進を図っていく考えでございます。

小学校の適正規模につきましては、児童が学校生活で集団で学ぶことや仲間づくりができるよう1学級20から30人程度を適正規模とし、複式学級は避ける方向で計画的に統廃合を推進し、基本的には複式学級が2学級になる前に解消措置を講ずる考えであります。

中学校につきましては、生徒が多様な人間関係を通して自主性や社会性を培うことができるよう配慮し、単学級の増加や全校生徒数が2けたになるなど小規模校化が進み、学校運営や部活動等に影響が出る前に統廃合を進めてまいります。

次に、2点目の昭和48年の文部省管理局長通達、公立小中学校の統合についてでございますが、この通達にある小規模校には、教職員と児童生徒との人間的触れ合いや個別指導の面で教育上の利点があることにつきましては十分承知をしております。しかしながら、本市の場合は学校規模が余りにも小さくなり過ぎて、児童生徒への教育や学校生活に影響が懸念されることから統廃合を推進していくものであり、学校の持つ地域的等も十分考慮して、保護者や地域住民の理解を得て推進する考えであります。

3点目の統廃合の進め方につきましては、保護者や地域の方々との懇談会や説明会を開催し、説明協議を重ね、保護者や地域の方々の理解を得ながら今後も進めていく考えであります。

議長（高木将君） 消防長。

〔消防長 篠原麻男君登壇〕

消防長（篠原麻男君） 消防広域化の問題についてのご質問にお答えいたします。

初めに、消防広域化の現状でございますが、先ほど議員ご発言のとおり、平成20年3月に茨城県消防広域化推進計画が策定され、県内にある26消防本部を県北・県央・鹿行・県南・県西の5ブロックに集約することになり、さらに県内一本化での広域化も視野に入れたものとなっております。県北は本市と日立市・北茨城・常陸太宮・高萩市と大子町の6消防本部が1つに集約され、管轄人口約41万5,000人、管轄面積1,653平方キロメートルということになります。7月に県より消防広域化推進計画の説明があり、広域化に向け、現在、県北ブロック広域化対象消防本部で研究会設置に向け協議をしております。

次に、広域化によることによって諸問題があるのではないかというご質問でございますが、消防活動に取りかかる体制の強化、消防署の配置や管轄区域の適正化で到着時間の短縮、あるいは現場で活動する消防隊員の増強、消防体制の基盤の強化、職員の能力の向上など、市民の生命と貴重な財産を守る観点から、消防広域化は消防本部の対応力が向上するものと思っております。

また、消防広域化につきまして、職員の周知についてというご質問がございましたが、所属長を通しまして関係資料を提示し、回覧、あるいは掲示を行い周知しているところでございます。なお、現在、消防職員は87名でありまして、充足率は60.83%でございます。

以上です。

議長（高木将君） 水道部長。

〔水道部長 高橋正美君登壇〕

水道部長（高橋正美君） 水道関係のご質問にお答えいたします。

まず、平均水量は、単純に給水量を給水人口で割ったものが一人一月当たり平均9.2立米、8立米以下のみを見た場合は、口径13ミリで一人一月5立米、20ミリの場合が一人一月5.5立米となっております。また、基本水量を下回る世帯の件数ということですが、これは世帯数ということではなく水道メーターの件数でお答えしたいと思います。この中には倉庫や事務所のみの場合も含まれておりますのでご了承願いたいと思います。まず、口径13ミリが9,974件のうち3,420件、34.3%、口径20ミリが7,814件のうち1,009件で12.9%であります。

次に、高齢者世帯に対する減額制度についてありますが、水道事業は独立採算制を基本に使用者から応分の負担をしていただき事業運営を行っております。現在、当市の料金体系は、口径別従量制、基本水量制を採用しており、多くの自治体でもこの方法を取り入れております。基本水量制については、基本水量を設定しその水量の範囲内で一定額の料金、すなわち基本料金を負担していただいております。なお、基本水量を超えた分については使用水量に応じた超過料金を負担していただいております。これらの料金を使用者の皆様から水道料金としていただき、それを財源として水道施設の維持管理及び借入金の支払い利息などの費用に充てております。また、使用者から見て、料金は公平でなければなりません。これらのことから、水道事業における高齢者に対する減額制度は考えておりません。

以上です。

議長（高木将君） 26番宇野隆子君。

〔26番 宇野隆子君登壇〕

26番（宇野隆子君） 2回目の質問を行います。

最初に後期高齢者医療制度ですけれども、その中で、毎年国が2,200億円削減すると、このことについてどう思うかというようなことで質問させていただきましたけれども、地方6団体を通して財源確保について努めたいというようなことでありますので、ぜひそういうことでご努力をお願いしたいと思います。全くもって、こういう社会保障を削減してその上で公共事業の無駄遣い、あるいは防衛費の無駄遣い等々、そういうことをきちんと削りさえすれば、こういう

社会保障の削減などはしないで済むわけです。そういうこともあわせてぜひ市長に頑張っていたきたいと思います。

農業問題ですけれども、市長のご答弁、それぞれもっともなことだと思ひまして伺っております。当市の米ですけれども、平成17年度と18年度を比較して3億6,000万円の減になっていると。これは生産者の懐ももちろん減でありますし、経済的影響も非常に大きいということです。ただ、私が気になったのは幾つかあったんですけれども、国の農政に対して、今、輸入をしながら、これはミニマム・アクセス米ですけれども、そこへもってきて生産調整をというか、減反を押しつけていると、やっぱりそこに大きな問題があると思うんです。自給率39%ということ、これを回復させるためには、相当の農政の転換がなければ達成できないというふうに思うわけです。このところは少し市長の考えとちょっと違っていたかなと。やはり原因は、これまでの危機的状況に陥ったのは、米をつくるなど、そして米を輸入したということから来ているわけです。やはりそういうことをやめさせて、つくりたい人にはどんどんつくってもらいたいということが私はこれからの農業をしっかり守っていくために、価格保障等々、担い手問題もありますけれども、そういうことも含めて、まず、つくれる人にはつくってもらって、農業をきちんと基幹産業として国が位置づけると、そういうことが大事ではないかと思ひます。

この荒廃地ですけれども、その奨励金制度ということで提案いたしましたけれども、先ほどいろいろと検討課題について挙げられましたが、最後に創設については検討していきたいということですので、先ほどは長野市の実践例を挙げましたけれども、ぜひ研究してほしいと、このように要望をしておきたいと思ひます。

2点目の介護保険制度の改善ということで、来年度の見直しについて今取り組み中だと思ひますけれども、保険料については、基金5億3,000万円あるということで先ほど述べましたけれども、基金を使って抑制を図っていきたいということですので、保険料については被保険者に負担をかけないような方向で、基金の取り崩しの中で保険料設定を行ってほしいと思ひます。

それから、厚労省の通達に基づいた利用者への介護サービスですけれども、先ほど私申し上げましたように、ご家族から相談されたということが実際あるわけです。ケアマネジャーさんや介護を受ける方等々と話し合いましたけれども、実際こういう問題が起きているということは、協議会で説明をしていく、指導をしていく云々と言っておられますけれども、やはりそこが弱いと思ひます。しっかりと担当部も認識の上、供給を抑制するようなことがないように、その辺はしっかりと指導を進めてほしいと思ひます。

地球温暖化の問題ですけれども、非常にこれは大事なそして本当に緊迫感・切迫感を持って真剣に取り組まなければならない問題だと思ひます。担当課でもこれは大変だと思ひますけれども、この環境基本計画等策定委員会11名、団体・個人で組織されて、執行部では部長だけがそこに委員として入っておられますから、部長の責任は非常に大きいわけです。イニシアチブを持ってしっかりと策定ができるように、その気構えをひとつお聞かせいただければと思ひます。

それから、ヒートポンプ式の自販機の取り扱いですけれども、AEDとの関係で今後も申し込みがあれば受け付けていきたいということですので、どういう計画になっているのか、自販

機を公共施設に幾つつけるつもりでいるのか、そういったことが明確になっておりませんので、この申し込みがあれば受け付けたい、どこまでやるのかですね、この件、きちんと計画を立てていただきたいと思うんですが、そのことについてもう一度答弁をお願いしたいと思います。

それから、プラスチックごみの収集、取り扱いですけれども、15分別しているのです、これ以上住民に負担をかけさせたくないというような話でしたけれども、地球温暖化防止ということで、プラスチック、今一番多いわけですから、これを分別するというのは、きちんと市民に理解をしてもらうということは、まず大事だと思うんです。そして、負担をかけさせたくない、これはお金のことを言っているのかもしれませんが、それであればですね、リサイクルできる袋は無料でもやはり配布していくと、そのぐらいの気構えで取り組まなければ、本来の地球温暖化防止対策の対応が進まないと思うわけです。ですから、長期的に見ればこういう無料で配布してもそれだけの効果が得られるわけですから、この問題については再度検討していただきたいと思います。

生ごみの堆肥化は結構なことですので、ぜひ進めてほしいと思います。

学校統廃合の問題ですけれども、幾ら伺ってありましても、教育長のご答弁は、やはり統廃合は推進するんだということなんですね。文部省の小規模校に対する通達のお話もいたしましたけれども、本当にその地域に学校がなくなったらどうなるのかと、学校という存在がどうなのかと、小規模だからなくしまってもいいのかと、小規模だからそのままでもいいのかと。学校をその地域で存続させるためにも、少子化対策をしっかりとさせていかなければならないし、若者の定住ということも言われておりますけれども、そういった問題も含めてその地域が過疎化にならないように、この学校の存在というのは大きいわけですね。統廃合の計画も本市でも行われておりますけれども、まず、学校の存在というのをしっかりと受けとめていただいて、やはり教育的・物理的観点からも、保護者等々にはこう言ったら何ですけれども、こちらの統廃合を進める上での説明会ではなくて、合意を得るための説明会ということで、小規模校そのものも大事にしながら、財源だけ考えたら本当にどこの学校もなくなってしまいますよね。そういうことじゃなくて、もっと教育的立場から考えて、統廃合問題についてはしっかりと当たってほしいと。原風景がなくなるというのは本当に寂しいことですので、このことについてもう一度教育長さんからご答弁いただきたいと思います。

消防の広域化の諸問題、たくさんあると思います。消防力100%に達していないところはどこもそうだと思うんですけれども、そこで消防職員87名充足率が60.83%と、先ほどの私の数字よりも上がってはおりますけれども、こういう状態で広域化したらどうなるのかということ、これは消防力が達成しないままですね、これはいろいろな安全問題でも非常に大きな問題が生じてくるのではないかと私は思います。まず、消防力をしっかりと達成させるということです。それからですよ、広域化の問題っていうのは。すべて広域化反対するわけではありませんけれども、こういった大規模な広域化が果たして私たちの安全・安心のためにいいのかどうかということについて、もう一度消防長にご答弁お願いしたいと思っています。

水道の基本料金ですけれども、基本水量に満たない高齢者世帯の方の基本水量をもっと引き下

げる、あるいは逡増方式ですね、こういったこともあるでしょうというお話をしましたけれども、水道事業というのは、常陸太田市が経営する公営企業ですよね。公営企業はやっぱり住民の福祉の増進を目的に営まれて、特に企業としての経済性を発揮する必要があると思うんです。しかし、企業と名がついても利益を主たる目的とする民間企業とは違うわけです。だからこの違いを明確にとらえて、今、高齢者の方々が節水に努力しているというところでは、ぜひ企業会計だからということではなくて……。

議長（高木将君） 発言者に申し上げます。制限時間終了1分前になりました。

26番（宇野隆子君） はい。

こうした違いをとらえて、高齢者の方々への減額をできるような対策をぜひ講じてほしいと思いますけれどもいかがでしょうか。

以上で2回目の質問を終わります。

議長（高木将君） 答弁を求めます。市民生活部長。

〔市民生活部長 五十嵐修君登壇〕

市民生活部長（五十嵐修君） 市民生活部関係3点の再度の質問にお答えいたします。

まず、第1点目の計画を作成する中での部署の心構えというご質問でございますけれども、昨日までこの質問についてたくさん受けました。市のこの協議計画を作成するスタンスでございますけれども、1番目として常陸太田市らしさ、非常に常陸太田市は広く、森林面積が50%以上、そして広大な農地を有する特徴のある土地でございますので、そういう意味ではこの温暖化防止対策についても常陸太田市らしさを出していきたいと、そういうふうに思っております。

特に、この中で昨日も質問がありましたけれども、いろいろな選択肢ございます。その中でコンサルタントに委託してコンサルタントが作文したものを委員がいろいろ検討するというふうな手法をとっておりますけれども、常陸太田市については、すべて事務局と市民の委員11名ですべての作文をし、その中で検討するというような手法をとっております。そういう意味では昨年資料を収集してその中で分析をしてという形になっております。現在、委員の皆さんに事務局が示したものについて、指針に基づいて作文をしてもらっております。そういう意味では、分厚い計画書にはならないと思いますが、常陸太田市らしさのある特徴のある計画書ができるだろうというふうに信じて頑張りたいと思います。

2点目の自動販売機についてでございますけれども、公共施設の利用者の利便のために設置されているものでございまして、質問のあったことについては、各課協議の上検討していきたいと思っております。

3点目の生ごみの処理についての再質問でございますけれども、特に部長となって感じておりますのは、市街地の集合住宅に住んでおられる皆様のごみ処理が非常に気になっております。というのは、どうしても集合住宅でありますので、段ボールとかペットボトルとか瓶とか、ストックする場所がないということで、燃えるごみで出すという割合が非常に高く、全体的なごみ処理についての方法について検討していかなければならないと思っております。その中で当然プラスチックごみについても検討する余地は十分あると思っておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

議長（高木将君） 教育長。

〔教育長 小林啓徳君登壇〕

教育長（小林啓徳君） 学校統廃合問題について再度のご質問にお答えをいたします。

学校の地域での存在感、果たす役割等についてのご質問でございました。学校といえますのは、地域の人たちにとってかけがえのない場であり、また、懐かしいそれぞれの思い出の詰まった場所であり、心の安らぐ場であり、また、地域の人たちにとっては、子供たちの歓声が聞こえるだけで元気を与えてくれる場であり、文化の拠点でもあるという、そういう学校の果たす役割、地域あるいは地域住民における果たす役割については十分承知をしております。しかし、何回か話をしておりますように、学校での最大の特色は、集団で子供たち同士の触れ合い、それが将来の成長に向けて極めて大切であるということで、先ほども申し上げましたように、県の指針に示されているような小学校12学級以上に持っていくというつもりは毛頭ございません。本市の地域の広さ、あるいは地形、さらには児童生徒の負担、それから、地域での学校の役割、そういうものを十分考えた中で本市の統合についての考え方を今進めているところでございます。

ただ、実態として、昨日も申し上げましたが、統合で2校減りまして17校になりましたが、それでも17のうち12校についてはいまだに単学級の学校規模でございます。そして、今年度につきましても一番少ない小学校で全校児童数が42名、それから、次が57名、64名、78名、96名と、100名以下の学校が5校、現在もでございます。これが、平成25年、5年後になりますと、今のままでいけば、一番小さい学校は1年から6年、合わせて25名、40名台の学校が2つ、50名台学校が2つ、60名、そして70名と各1つと、100名以下の学校が11校になってしまう状況にあります。

さらに、現在、学級の人数で申し上げるならば、1けたの学校につきましては6校、学級数合わせて13の学級があるわけでございますが、これが5年後になりますとさらに2校増えて、学級数は27学級になってしまうという見込みがございます。こういう状況から、私たちといたしましても統合の話をせざるを得ない状況にあるということでご理解をいただけるかと思っております。

議長（高木将君） 消防長。

〔消防長 篠原麻男君登壇〕

消防長（篠原麻男君） 2回目のご質問にお答えいたします。

充足率関係のご質問でございますが、各本部とも議員さんおっしゃるとおり充足率に達しておりませんが、各本部とも各ブロックごとに一体化することによりまして、より一層の協力的体制が図られるものと考えております。

以上でございます。

議長（高木将君） 水道部長。

〔水道部長 高橋正美君登壇〕

水道部長（高橋正美君） 再度のご質問にお答えいたします。

今後、水道の事業統合を進めていく中で、料金の見直し、統合に合わせ、料金体系についても

検討していきたいと考えております。

以上です。

議長（高木将君） 26番宇野隆子君。

〔26番 宇野隆子君登壇〕

26番（宇野隆子君） 3回目の質問をいたします。時間が1分ということなので、一番私は言いたいことは、いろいろ地球温暖化の問題、農業の問題ありますけれども、先ほど後期高齢者の問題で、国が6月12日に軽減策を出しましたけれども、当市の場合も所得割・均等割で先ほど数字を出していただきましたら3.67%にすぎないわけです。大体県後期高齢者医療広域連合では3.4%にすぎないと。大体そのために……。

議長（高木将君） 制限時間がまいりましたので終了願います。

26番（宇野隆子君） はい。8億円も使っているというのは問題だということで、時間ですので終わりにいたします。

議長（高木将君） 以上で一般質問を終結いたします。

議長（高木将君） 以上で、本日の議事は議了いたしました。

次回は、明日定刻より本会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。

午後2時31分散会